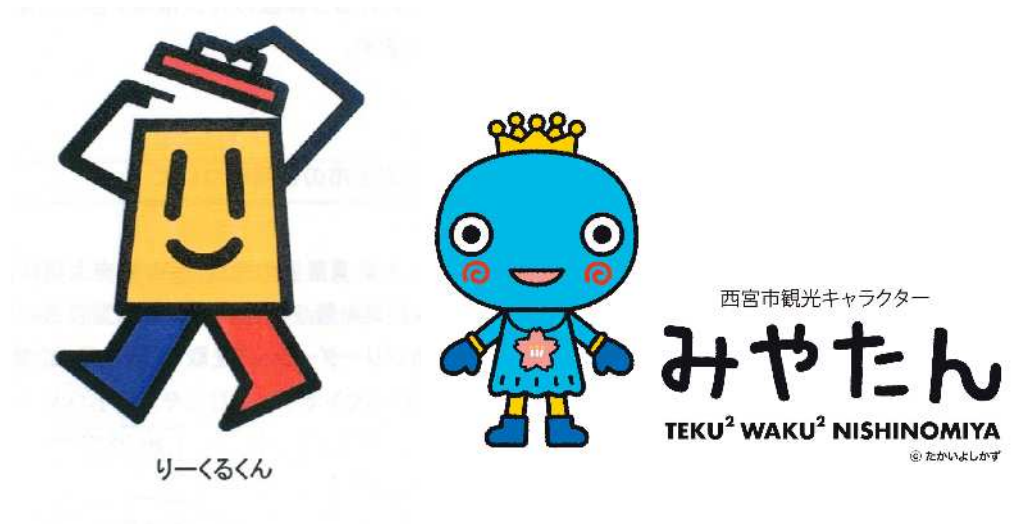


西宮市一般廃棄物処理基本計画



平成29年4月

西宮市

目次

第1章	一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	- 1 -
第1節	計画策定の趣旨	- 1 -
第2節	計画の位置づけ	- 1 -
1.	他の計画との関連	- 1 -
2.	計画対象区域	- 3 -
3.	計画の範囲	- 4 -
4.	計画目標年次	- 4 -
第2章	西宮市の概要	- 5 -
1.	概況	- 5 -
2.	人口動態	- 5 -
3.	産業の動向	- 5 -
第3章	ごみ処理編	- 6 -
第1節	ごみ処理の現況と課題	- 6 -
1.	ごみ処理体系の概要	- 6 -
2.	ごみ処理フロー	- 11 -
3.	ごみ処理の現況	- 12 -
4.	課題の抽出	- 15 -
第2節	ごみ処理行政の動向	- 17 -
1.	国の動向	- 17 -
2.	兵庫県の動向	- 17 -
3.	大阪湾フェニックスセンターの動向	- 18 -
第3節	ごみ処理基本計画	- 19 -
1.	基本方針	- 19 -
2.	ごみ処理体系と処理フロー	- 19 -
3.	ごみの発生量及び処理量の見込み	- 23 -
4.	ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	- 24 -
5.	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	- 25 -
6.	ごみの処理施設の整備に関する事項	- 27 -
7.	その他ごみの処理計画に関する必要な事項	- 28 -
第4章	生活排水処理編	- 29 -
第1節	生活排水処理の現況と課題	- 29 -
1.	公共下水道	- 29 -
2.	浄化槽	- 30 -
3.	し尿及び浄化槽汚泥	- 31 -
4.	公衆便所	- 32 -
5.	災害応援協定	- 33 -
第2節	生活排水処理基本計画	- 34 -
1.	基本方針	- 34 -
2.	処理計画	- 34 -
資料編		
資料 - 1	西宮市のごみ量及びごみ質の変遷	- I -
資料 - 2	収集量及び直接搬入量の実績	- II -
資料 - 3	ごみ処理量及び資源化の実績	- III -
資料 - 4	ごみの発生量及び処理量の将来予測	- IV -
資料 - 5	ごみ減量化・資源化施策一覧	- VI -
資料 - 6	用語解説	- VII -

第1章 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

これまで物質的豊かさを追求した結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、廃棄物の増大、資源の枯渇、地球温暖化等に象徴される環境負荷が深刻な状況となっています。これらの問題を解決するためには、市民、行政、事業者が環境問題の重要性を認識し、それぞれの役割を果たして、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を実現しなければなりません。

このような視点に立って、本市のごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るごみの適正処理を進めるために必要な基本的事項を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という)第6条第1項に基づき、『西宮市一般廃棄物処理基本計画』として定めるものです。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき、概ね5年毎に改定すると共に、計画策定の前提となる諸条件に大きく変動があった場合についても、随時見直しを行うことが適当であるとされています。

この度の策定では、小型家電リサイクル法施行や、社会情勢の変動に伴う収集・処理・処分方法の一部変更、並びに老朽化した施設の代替施設の整備計画を進めるために施設整備に関する事項についての見直しが必要となりました。これらを踏まえ、現状とこれまでの施策を検証し、本市の廃棄物行政における今後のあり方を定めるため、「西宮市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を改定します。

第2節 計画の位置づけ

1. 他の計画との関連

本計画は、長期的・総合的な視点で一般廃棄物の処理を進めるために、第4次西宮市総合計画に則して、策定するものです。ごみの発生抑制、資源化、収集運搬、中間処理及び最終処分等について定めています。

本計画における広域的な施策及び他市町との間の廃棄物の搬入・搬出等については、「兵庫県廃棄物処理計画」、「兵庫県ごみ処理広域化計画」、「大阪湾圏域広域処分場整備基本計画(大阪湾フェニックス計画)」、「関係する市町の一般廃棄物処理基本計画」との調和・連携に努めます。

西宮市の循環型社会システムの推進に関する具体的な方法等については「西宮市新環境計画」、「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや25～」、「西宮市分別収集計画」との整合を図り、処理施設の整備を伴う施策に関しては、「西宮市循環型社会形成推進地域計画」との整合を保ちます。

また、本計画は、毎年定める「一般廃棄物処理実施計画」の指針となるものです。

第4次西宮市総合計画

基本構想 第7 施策の大綱 4 うるおい・かいてき

- No34 資源循環型社会の形成
- ・3Rの推進によるごみ減量
 - ・分別収集の充実
 - ・処理施設の運用及び整備
 - ・適正処理困難物対策等の推進
 - ・(略)

- No35 快適な生活環境の確保
- ・公害の発生と拡散の防止
 - ・環境衛生の充実
 - ・(略)

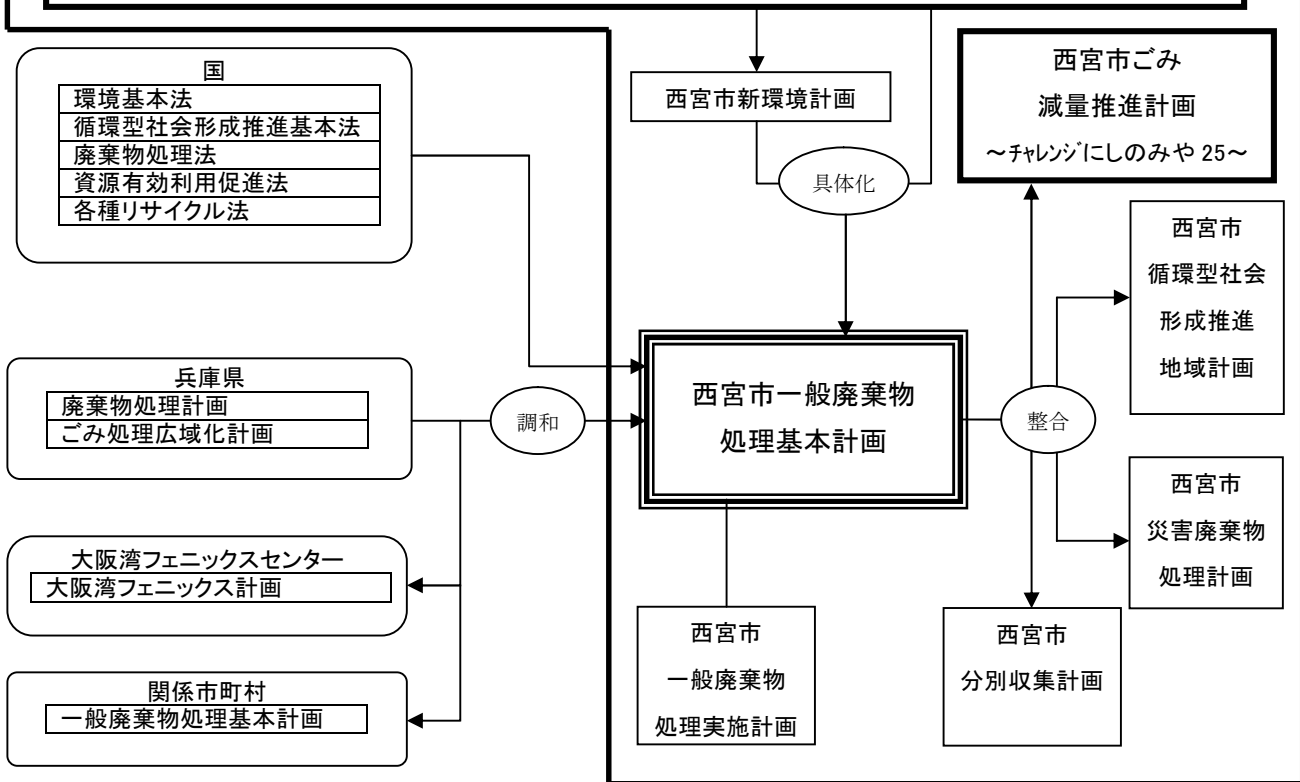


図1-1 他計画との関係

2. 計画対象区域

対象区域は、西宮市とします。



図1-2 対象区域(行政区域図)

3. 計画の範囲

計画対象区域における、排出抑制施策から分別収集運搬施策、中間処理施策、最終処分・再生利用施策に至る一般廃棄物処理全般とします。

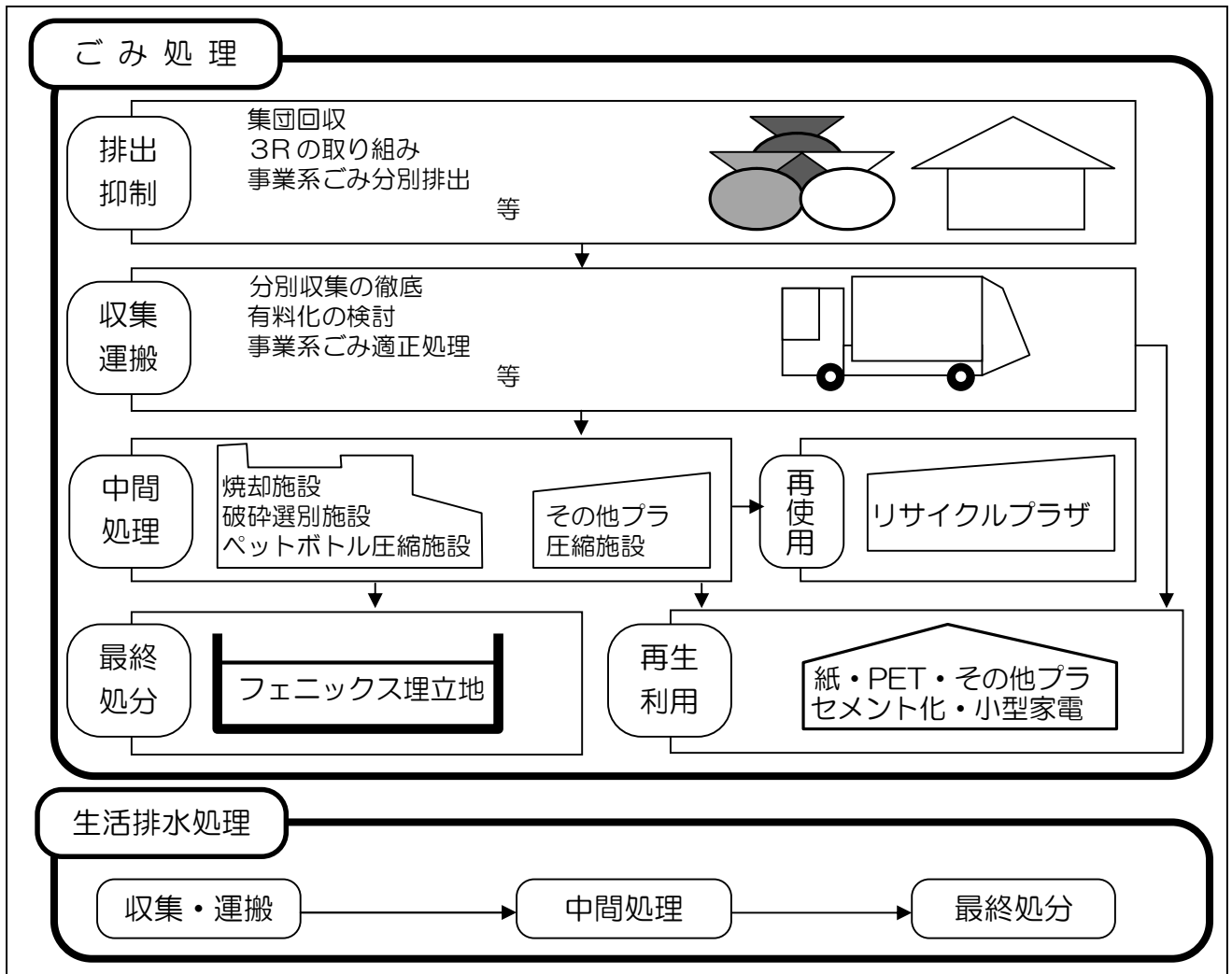


図1-3 計画範囲

4. 計画目標年次

本計画は、平成29(2017)年度から目標年次の平成43(2031)年度における廃棄物処理を総合的に検討し策定します。なお、「第4次西宮市総合計画」及び「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや25～」の最終目標年度である平成30(2018)年度に見直しを予定しています。または諸条件に大きな変動があった場合等、必要に応じて見直しを行います。

表1-1 西宮市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

	策定年度	計画目標年度
第1回	昭和60(1985)年度	昭和75(2000)年度
第2回	平成4(1992)年度	平成18(2006)年度
第3回	平成10(1998)年度	平成24(2012)年度
第4回	平成17(2005)年度	平成31(2019)年度
第5回	平成23(2011)年度	平成37(2025)年度
第6回	平成28(2016)年度	平成43(2031)年度

第2章 西宮市の概要

1. 概況

西宮市は兵庫県の南東部にあり、大阪・神戸両都市間の中央部に位置しています。市域は、東は武庫川下流を境に尼崎市に、北は仁川と武庫川中流で宝塚市に、六甲山地北部で神戸市に、西は芦屋市に接し、南部は大阪湾に面しています。

市域面積は100.18km²で、六甲山系を挟んで北部地域と南部地域にほぼ二等分されており、地形は、南北19.2km、東西14.2kmにわたった瓢箪状に展開し、海拔0mから900mに至る起伏、変化に富んだ地形を持ち、美しい景観を作り出しています。

大正14年に市制を施行、その後周辺町村と合併、境界変更による市域の拡張があり、現在に至っています。完備された交通網を持っており、優れた自然環境、良好な住宅地と恵まれた教育環境により、「文教住宅都市」として発展を遂げてきました。

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震により甚大な被害を受け、市民生活、産業、都市機能に多大な影響を及ぼすと共に、3万人を超える人口流出が生じましたが、活力と希望に満ちた街づくりをめざして取り組みを進めた結果、現在は48万人を超えています。

平成15年12月には、全国初の「環境学習都市宣言」を行い、これまでの「文教住宅都市」の基本理念を更に発展させ、環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進めており、快適性の豊かなまちとして、阪神都市圏にあって着実に発展を続け、平成20年4月には、中核市に移行しました。

平成21年度からは、「第4次西宮市総合計画」を策定し、“ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮”を基本目標に、これまで培ってきたまちづくりの成果をさらに発展させ、市民一人ひとりが感動できる躍動的な文教住宅都市の実現をめざしています。

2. 人口動態

本市の人口は、良好な住環境を反映して震災後順調に回復し、平成17年4月には、兵庫県内第3位となりました。西宮版人口ビジョン・総合戦略(平成28年(2016年)3月)パターン1による人口推計によれば、平成31年度まで増加し、その後減少に転じると推計されています。

表2-1 西宮市将来人口推計(全市)

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
推計値	492,621	492,951	493,075	493,001	492,777	492,385	491,850
H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43
491,181	490,406	489,484	488,470	487,354	486,140	484,815	483,434

※ 「西宮版人口ビジョン・総合戦略」(平成28年(2016年)3月)は推計人口を5年ごとに記載しているため、各年の推計人口については近似曲線で近似した値を用いています。

3. 産業の動向

第2次西宮市産業振興計画によれば、県内において本市は住宅都市としての特色がたつよく、産業ではサービス業や運輸・情報通信・不動産業等の第3次産業の比率が、近年増加しています。本市は、大阪・神戸のベッドタウンから市内に職場のある職住近接スタイルの都市へ変化しつつあります。

第3章 ごみ処理編

第1節 ごみ処理の現況と課題

1. ごみ処理体系の概要

(1) 分別の種類とごみの組成

現在、西宮市のごみ種別は下表の7種12分類に区分して収集しています。



種別	分類(品目)
もやすごみ (可燃ごみ)	生ごみ、資源化できない紙布、プラスチック製品類、汚れた容器類 等 
もやさないごみ (不燃ごみ)	ビン、缶、せともの、水銀0使用乾電池 等 水銀を含む 乾電池・体温計 
資源A	新聞紙 ダンボール 紙パック 古着 
資源B	雑紙(雑誌、古本、チラシ) 紙箱(菓子箱、包装紙) 
ペットボトル  PET	ペットボトル 
その他プラ 	ボトル類、ネット類、トレイ類、カップ・パック類、キャップ類、ホリ袋 等 
粗大ごみ	家具、敷物、自転車等 長さ40cm以上 重さ5kg以上 

図3-1 分別収集区分(現行)

平成27年11月より、現在「もやすごみ」及び「粗大ごみ」の分類となっている使用済小型家電についてモデル回収事業を実施しています。回収については、市内の公共施設やスーパーマーケットなど商業施設の29ヶ所に設置された回収ボックスで回収する「拠点回収方式」、「にしのみや市民まつり」など各種イベントで回収する「イベント回収方式」、西部総合処理センターに搬入された粗大ごみの中から対象機器を回収する「ピックアップ回収方式」により行っています。



ごみ種別割合は次のとおりです。(ごみ量推移については過去6年、ごみ種比率についてはその他プラが開始された平成25年度から平成27年度までの3年間の平均としました。)

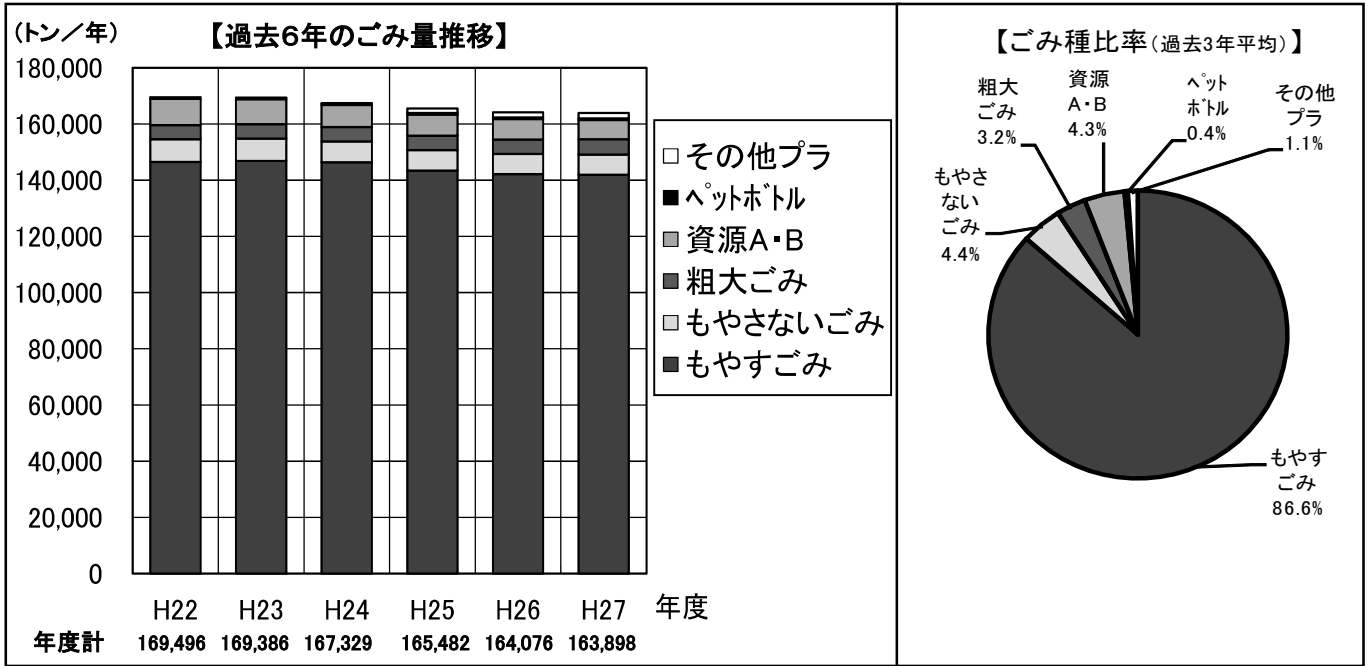


図3-2 ごみ種別割合

全ごみ種別の内、「もやすごみ」の組成推移は次のとおりです。

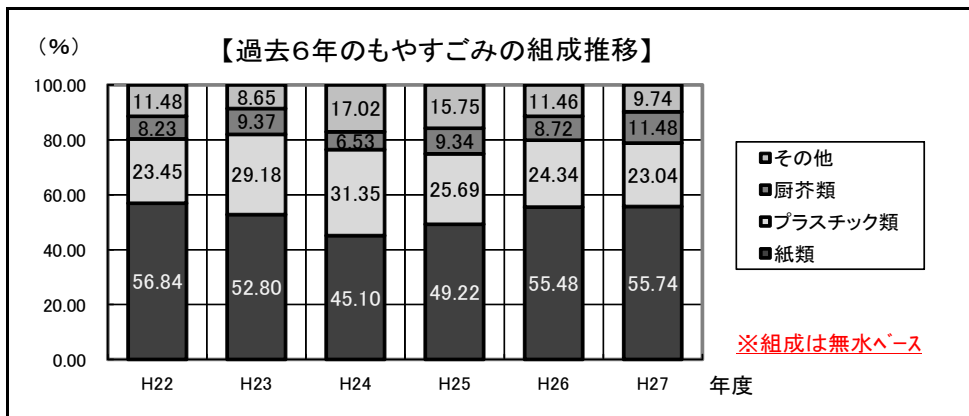


図3-3 もやすごみの組成

家庭から排出される生活系もやすごみの組成は次のとおりです。資源A・B、ペットボトル及びその他プラとして分別すべきごみが36.2%含まれおり、資源化できるごみが多く含まれています。

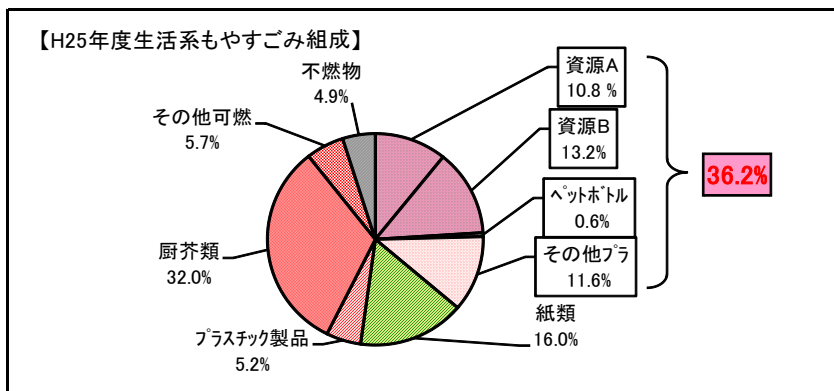


図3-4 生活系もやすごみの組成

ごみ量及びごみ質の変遷は、資料編 資料-1のとおりです。

(2) 収集運搬体系

西宮市のごみ収集運搬体系は次のとおりです。

表3-1 ごみ収集区分・体系

【収集対象ごみ】

区分	直 営	委託業者	古紙リサイクル協会	許可業者
収集対象	a. 生活系のもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、もやさないごみ(水銀を含む乾電池・体温計を含む) b. 粗大ごみ ※一時多量排出されるごみを除く(a及びb)	a. 生活系のもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、もやさないごみ(水銀を含む乾電池・体温計を含む) ※一時多量排出されるごみを除く b. 死獣・汚物	市民の日常生活から排出される資源Aの一部	a. 事業所等から事業活動に伴って生じるごみ b. 一般家庭からの一時多量排出されるごみ
収集区域	a. は国道2号以南(西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区を除く) b. は市内全域	a. は国道2号以北及び西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区 b. は市内全域	市内全域	市内全域
収集回数	もやすごみ	定日収集(週2回)	定日収集(週2回)	随時収集
	資源 A	新聞・段ボール・紙パック・古着 定日収集(月1回)	新聞・段ボール・紙パック・古着 定日収集(月1回)	新聞・紙パック・古着 定日収集(月1回)
	資源 B	雑誌・古本 チラシ・紙箱 定日収集(月2回)	雑誌・古本 チラシ・紙箱 定日収集(月2回)	
	ペットボトル	定日収集(月2回)	定日収集(月2回)	
	その他プラ	定日収集(週1回)	定日収集(週1回)	
	もやさないごみ	定日収集(週1回)	定日収集(週1回)	随時収集
	粗大ごみ	随時収集		随時収集
	死獣・汚物		随時収集	
収集形態	もやすごみ	ステーション	ステーション	戸別収集
	資源 A・B	ステーション	ステーション	ステーション
	ペットボトル	ステーション(コンテナ)	ステーション(コンテナ)	
	その他プラ	ステーション(透明袋)	ステーション(透明袋)	
	もやさないごみ	ステーション(コンテナ)	ステーション(コンテナ)	戸別収集
	粗大ごみ	戸別収集		戸別収集
死獣・汚物		戸別収集		

※ 水銀を含む乾電池・体温計の収集形態は、透明な袋に入れ、コンテナの横に出す。

【市が収集・処分できないごみ】

種類	品目	排出・処理等の方法	備考
家電品	冷凍・冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ(ブラウン管型・薄型)、衣類乾燥機	販売店での引取り、指定引取り場所へ搬入	平成13年4月から(家電リサイクル法)
パソコン	パソコン本体、ディスプレイ	メーカーへ郵送	平成15年10月から(資源有効利用促進法)
原動機付自転車・単車		販売店・メーカー引取り	平成16年10月から(メーカーによる回収)
タイヤ、バッテリー、潤滑油、ホイール、ソーラーパネル、温水器 太陽熱温水器、薬品、塗料、瓦、コンクリート、建築廃材、灯油、ガスボンベ、ピアノ、浴槽、ドラム缶、医療系廃棄物の注射針、耐火金庫、消火器など		販売店、工事店等での引取り・処理	

収集量及び直接搬入量の実績は、資料編 資料-2のとおりです。

(3) 処理体系

西宮市の処理体系は次のとおりです。

表3-2 ごみ処理方法と処理施設(現行)

【一般廃棄物の処理】

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先	処理能力	処理方式 設備等	竣工年月 所在地
可燃ごみ (死獣・汚物 含む)	焼却処理	西部総合処理センター	525トン/日 (175トン/日×3基)	連続燃焼ストーカ式 6,000kW 発電設備	平成9年8月 西宮浜3丁目8
		東部総合処理センター (動物専焼炉)	280トン/日 (140トン/日×2基) 140kg/3h	連続燃焼ストーカ式 7,200kW 発電設備 バッチ式	平成24年12月 鳴尾浜2丁目1-4
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎選別処理	西部総合処理センター	110トン/5h	回転式破碎機 切断機 せん断機 機械選別設備 手選別設備	平成9年8月 西宮浜3丁目8
ペットボトル	選別・圧縮処理	東部総合処理センター ペットボトル圧縮施設	2.15トン/5h	選別設備 圧縮梱包設備 貯留設備	平成12年10月 鳴尾浜2丁目1-4
その他プラ	委託処理	民間事業者			
乾電池・ 体温計 (水銀含む)	委託処理	(公社)全国都市 清掃会議			

【特別管理一般廃棄物の処理】

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は 処理委託先	備考
感染性 一般廃棄物	事業者による処理		
ばいじん	薬剤処理	西部総合処理センター	西部総合処理センターの 焼却処理工程から発生するばいじん
	脱塩素化 薬剤処理	東部総合処理センター	東部総合処理センターの 焼却処理工程から発生するばいじん
PCBを使用 した部品	事業者による処理		

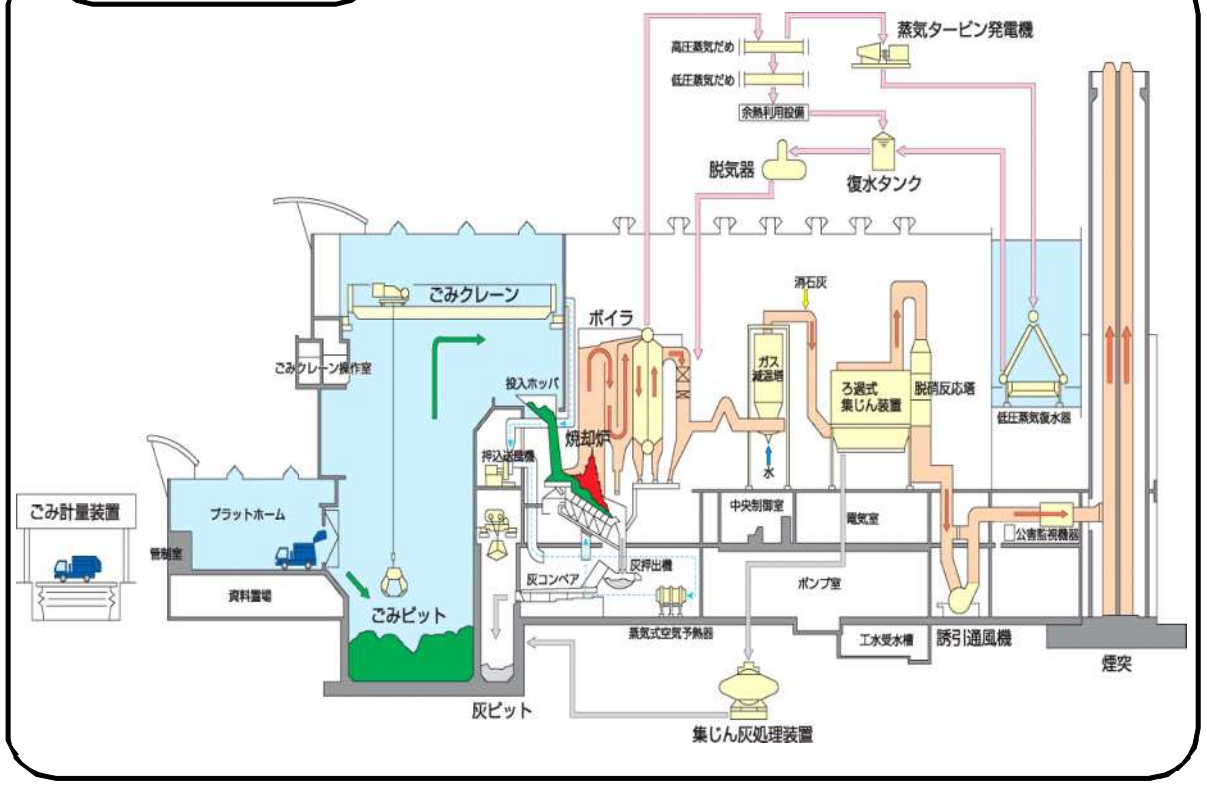
【最終処分】

廃棄物の種類	処分方法	処分委託先	処分場の名称	面積・容積	供用開始年月
焼却残渣・ 破碎残渣	埋立処分	大阪湾広域臨海 環境整備センター	神戸沖埋立処分場	88ha 580万m ³ (一般廃棄物)	平成13年12月
			大阪沖埋立処分場	95ha 540万m ³ (一般廃棄物)	平成21年10月

【資源化】

廃棄物の種類	資源化方法	引渡先	備考
資源A・B	再商品化	民間事業者	平成9年9月より
ペットボトル	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会	平成21年1月より
その他プラ	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会	平成25年2月より
回収資源 (鉄・非鉄・ガラス)	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会 民間事業者	平成9年9月より
焼却残渣 (焼却灰)	セメント化	(公財)ひょうご環境創造協会 セメント製造事業者	平成22年7月より

焼却施設



破碎選別施設

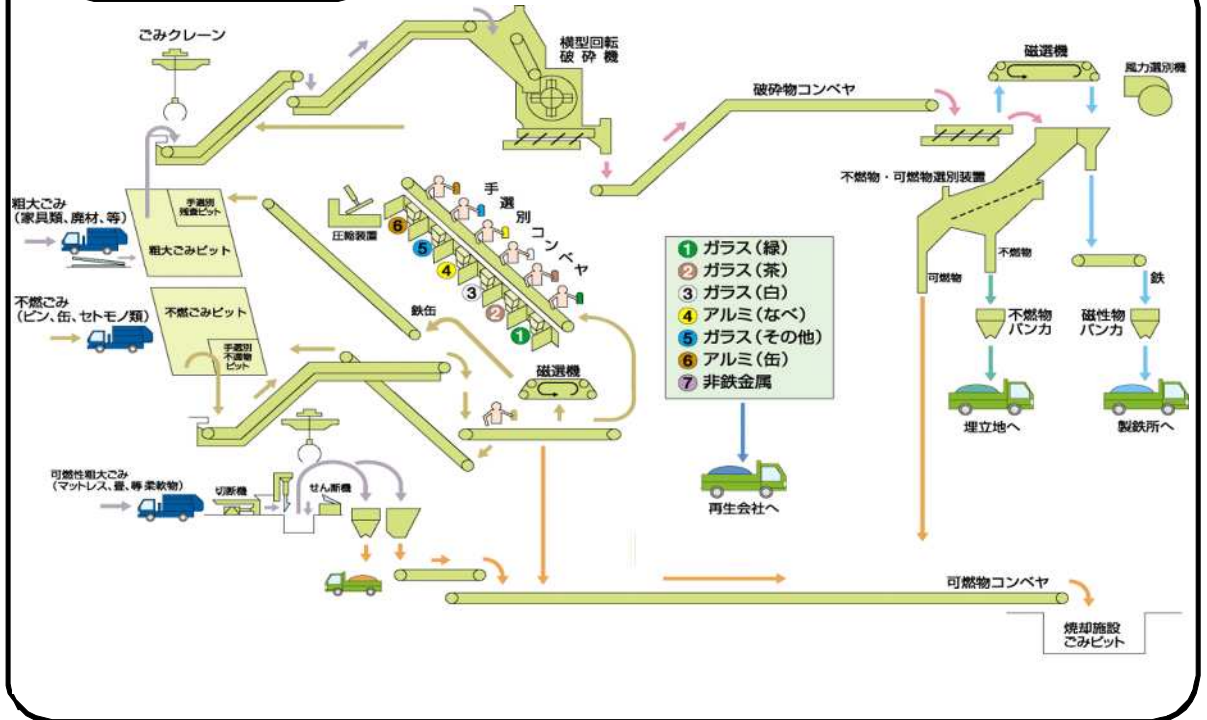


図3-5 代表的な処理・資源化フロー

2. ごみ処理フロー

西宮市のごみ処理フローは次のとおりです。

ごみ処理量及び資源化量の実績は、資料編 資料-3のとおりです。

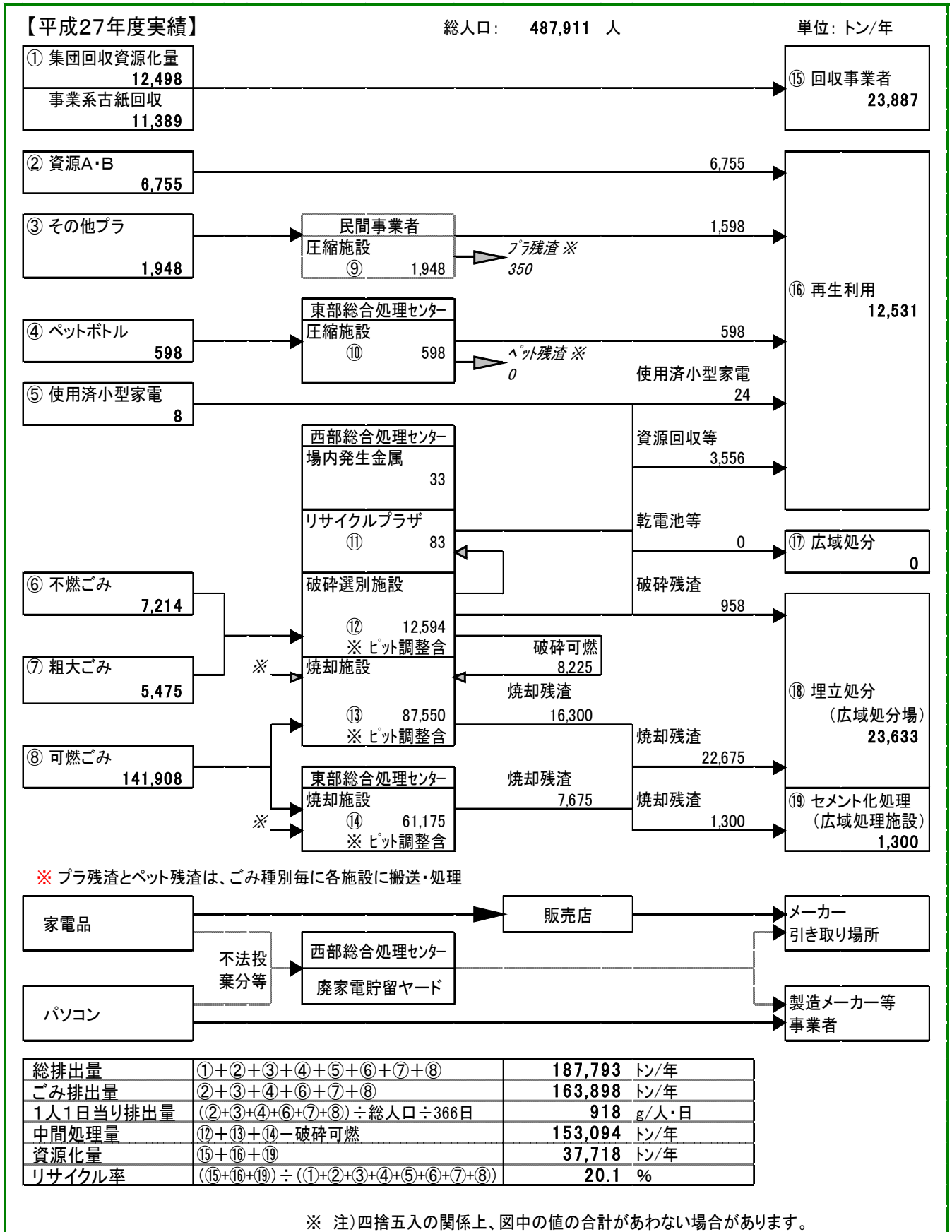


図3-6 ごみ処理フロー(現状)

3. ごみ処理の現況

(1) ごみ排出量及び資源化量の推移

ごみ排出量は「西宮市のごみ量及びごみ質の変遷」(資料-1)から、増加傾向にあったごみ排出量が平成15年度をピークに減少傾向に転じました。ごみ種ごとでは、過去10年間について、「ごみ処理量及び資源化量の実績」(資料-3)から、資源系のペットボトルやその他プラを除き、他のごみ種について、減少傾向にあります。

これは、「循環型社会形成推進基本法」や「資源有効利用促進法」に関する種々の取り組み、市の減量施策の浸透等の複合要因によるものと推測されます。

人口の増加傾向は続いていますが、平成27年度のごみ排出量は163,898トンと27年前の水準にまで減少しており、市民1人1日あたり排出量も918グラムとなっています。

平成27年度の資源化量は、施設回収量7,068トン、直接資源化量(資源A・B、使用済小型家電)6,763トン、集団回収量12,498トン、事業系古紙回収11,389トン、合計37,718トンです。総排出量は、ごみ排出量に集団回収量、事業系古紙回収、使用済小型家電を合計した187,793トンで、リサイクル率は20.1%です。

(2) 排出抑制・資源化

現在、実施している主な排出抑制・資源化に関する施策を以下に示します。関連施策の一覧は、資料編 資料-5のとおりです。

① 広報・啓発活動

- ア. ごみと資源の分け方や出し方をまとめた冊子(ハローごみ)を発行し、通年は転入者に本庁や支所等で配布しています。新たな分別収集の実施など、情報提供が必要な場合には全世帯に配布し、市民への周知を図っています。
- イ. 市民・事業者・行政からなる「西宮市レジ袋削減推進委員会」を設置し、各々の役割意識のもとに協議を行い、容器包装廃棄物の発生抑制、ごみの減量化等に関する施策の推進を図っています。(18業者60店舗と西宮市レジ袋削減等に関する協定を締結(H27現在))
- ウ. 啓発行事として、「親子で環境学習バスツアー」・「地区巡回相談会」・「小学校出前授業等」・「わがまちクリーン大作戦」・「いきいきごみ展」・「環境美化ポスター展」等を実施しています。
- エ. 粗大ごみの展示、修理、再生利用、リサイクル品の配布・情報の提供等、リサイクルについての総合的な啓発施設(リサイクルプラザ)を設置し、ごみ減量の意識向上を図っています。

② 生活系ごみ排出抑制・資源化

- ア. 生活系の粗大ごみの有料収集による排出抑制を行っています。
- イ. 市民の資源集団回収活動を支援するために奨励金を交付しています。
- ウ. 生ごみ処理機や堆肥化容器の購入助成を行っています。

③ 事業系ごみ排出抑制・資源化

- ア. 店舗・事業者に対しては、「ごみ減量化・再資源化推進宣言店」の指定や販売店での資源回収への広報面での協力を行っています。
- イ. 特定事業者に対しては、「廃棄物減量化等計画書及び廃棄物管理責任者の選任届」の提出を求め、ごみの排出抑制、資源物の資源化を促進しています。
- ウ. 特定事業者該当する事業者の廃棄物管理者等を対象とする研修会を実施し、分別の徹底、さらなるごみの排出抑制を啓発しています。
- エ. ごみ搬入事業者に対し搬入ごみ展開検査を実施し、分別の徹底を行っています。

④ 市の処理施設における資源化

- ア. 焼却余熱エネルギーを蒸気として回収し、発電を行っています。
- イ. 不燃・粗大ごみから金属・ガラスの有価物を回収し、資源化しています。

(3) 収集運搬

粗大ごみを除く生活系ごみは、全市域にごみ収集ステーション約14,700ヶ所を設けて、定日収集に努めています。粗大ごみの収集及び一時多量ごみの直接持ち込みの申し込み等については、業者委託による「ごみ電話受付センター」を開設し、ごみ処理に関する相談と受付業務を一元化しています。

現在、国道2号以南(西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区を除く)地区を直営収集し、同以北地区、西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区を委託業者にて収集しています。

収集では、自宅からごみ収集ステーションまで自らごみを持ち出すことが困難な一人暮らしの高齢者や、障害のある人の世帯の玄関先でごみの収集サービスを行う「にこやか収集」を実施しています。

事業系ごみは、生活系ごみに準じた分別区分により、許可業者による収集と直接搬入を実施しています。

収集体系の変更等にも随時対応して、効率的な収集・運搬を行うよう努力しています。

(4) 中間処理

焼却施設は、昭和42年に可燃物を全量焼却する体制を整備して以後、ごみ量増加とごみ質の変化に対応して順次、施設整備を行い、公衆衛生の維持と最終処分量の減量に中心的な役割を担ってきました。現在は、西部総合処理センターと東部総合処理センターの2箇所焼却施設が稼働しています。どちらも処理工程で発生する余熱からエネルギー回収を行っています。

西部総合処理センター焼却施設(平成9年8月竣工)は稼働後19年経過しており、一部設備の劣化・老朽化に伴う基幹設備更新工事による安定したごみ処理の継続と、改良工事による施設の延命化と二酸化炭素排出抑制対策を行っています。

東部総合処理センター焼却施設(平成24年12月竣工)は稼働後4年経過しており、高効率ごみ発電及び隣接するリゾ鳴尾浜への蒸気供給によりエネルギー回収を行っています。

西部工場の焼却施設は、平成24年度の東部総合処理センター焼却施設稼働開始をもって、廃止しました。

粗大・不燃ごみの処理施設は昭和55年に破碎・選別を行う処理体制を整備し、鉄類・ガラス瓶・非鉄金属等の有価物回収並びに資源化と、破碎処理による埋立処分量の減容・減量化に寄与してきました。現在は、西部総合処理センターの破碎選別施設が稼働しています。

西部総合処理センター破碎選別施設は稼働後19年を経過しており、一部設備の劣化・老朽化による、故障停止の頻度が増加傾向にあるため、従前の定期整備に加えて、基幹設備の更新等を実施し、安定したごみ処理に努めています。

ペットボトルの処理施設は平成12年に東部総合処理センター内に整備を行い、圧縮梱包の処理を行っています。処理されたペットボトルは(公財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し、再生利用されています。

その他の中間処理については、以下のとおりです。

- ア. 平成22年度からは、埋立処分を行ってきた焼却灰の一部について、(公財)ひょうご環境創造協会、セメント製造事業者に処理委託し、セメントとして再生利用されています。
- イ. その他プラについては、平成25年2月から国道2号以南を、平成25年4月から市内全域で発生したものの処理を民間事業者に委託し、圧縮梱包の処理を行っています。処理されたその他プラは(公財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し、再生利用されています。
- ウ. 家電リサイクル法対象品やパソコンについては、主に不法投棄されたものについて、西部総合処理センターの廃家電品貯留ヤード(平成12年度整備)で一時保管した後、各リサイクルルートにて処分しています。
- エ. 水銀を含む乾電池・体温計は、昭和58年度から分別収集に取り組み、(公社)全国都市清掃会議の「使用済み乾電池の広域回収・処理事業」に処理委託していますが、乾電池の無水銀化が進み、回収量も減少しています。

(5) 最終処分

人口密集地に位置する本市は、従来から市内での埋立地確保は困難であり、平成2年以降、大阪湾フェニックスセンターの広域処分場において焼却残渣等の埋立処分を行っています。現在は、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場を使用しています。

平成15年度からは尼崎基地に関する意見交換の場として、尼崎基地を使用している市町村等で構成する阪神京滋フェニックス事業連絡協議会が設立されています。

(6) 適正処理困難物処理

廃ゴムタイヤは、「指定廃棄物の廃ゴムタイヤに係る中央連絡会での合意確認事項」及び「指定廃棄物に係る近畿地区での合意事項」に基づき、タイヤ業界の特定事業者等が収集・運搬・処理・処分システムを構築・運用しています。

スプリング入りマットレスは、市の施設でせん断・焼却処理しています。

4. 課題の抽出

(1) ごみの排出抑制、資源化

ごみ排出抑制及びリサイクルのさらなる推進を図るために、広報や環境教育等の施策の継続・強化を図るとともに、より効果的な方法についての調査や検討が必要です。

生活系ごみについては、排出量が減少してきているものの(資料-3)、もやすごみには資源化可能な紙類や厨芥類が多く含まれている現状(P7図3-4)から、それらの排出抑制・資源化を促進する施策の推進が必要です。

また、事業系ごみについては、平成24年度より、排出量が増加傾向(資料-3)に転じていることから、事業者に対して、より一層排出事業者の自己責任による再生利用や適正処理及び法に基づくリサイクルの推進を促すことが必要です。

(2) 収集運搬

生活系ごみについては、ごみ減量および分別排出の推進に伴い、ごみ排出量の減少や各分別品目間での収集運搬量の増減が予想されることから、各分別品目毎のごみ排出量の推移に対応した効率的な収集運搬体制の見直しを検討していくことが必要です。

不燃ごみ・ペットボトルについては、折畳みコンテナによる収集を行っていますが、高齢化の進行などにより、コンテナ管理について諸課題が生じてきていることから、今後の収集形態のあり方について検討が必要です。

(3) 中間処理、資源化

中間処理の過程では、資源・エネルギー回収機能の強化、公害防止機能の強化、処理コストの削減、ごみ量・質の変化や既存施設の老朽化等に対応する、効率的な施設の維持管理や整備が必要です。

また、リサイクルプラザにおける再使用(リユース)や修理(リペアー)等の活動をさらに拡充し、ごみ問題に対する啓発と併せてリサイクル率の向上を図ることが必要です。

その他プラの中間処理は民間事業者の施設で行っていますが、さらに収集量を増やし、資源化量の増加が必要です。

ペットボトルの圧縮施設については、施設の老朽化と処理量の増大に対応するための検討が必要です。

(4) 最終処分

最終処分場は大阪湾フェニックスセンターの広域処分場を継続的に使用していますが、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場共に利用期間が限定されており、長期的な展望に立った廃棄物最終処分場の確保が引き続き課題となっています。

尼崎基地の後継受入基地は、大阪湾フェニックスセンターによって決定されるものですが、それに先立ち大阪湾フェニックスセンター・兵庫県・関係自治体の合意形成が必要となります。

(5) 事業者等によるリサイクル及び処理

排出事業者等が行うべきリサイクル及びごみ処理は、資源有効利用促進法・家電リサイクル法・食品リサイクル法・建設リサイクル法等、具体的に法が整備され、すでに社会システムに組み込まれていますが、事業系可燃ごみの中には多くの紙類が含まれる等、リサイクルは徹底されていません。

単車におけるメーカー回収、ノートパソコンや電動アシスト自転車等の充電式電池等、販売店の回収義務化や回収ルートの普及などリサイクルの取り組みが広がっています。しかし、スプリングマットレス等、回収ルートが確立されていない適正処理困難物もあります。

こうしたことから、ごみ排出事業者によるリサイクル及び処理に関する責任と、製造者責任の履行範囲を拡大する取り組みを推進していく必要があります。

～～ 処理施設及び最終処分地の写真 ～～



西部総合処理センター(焼却施設・破碎選別施設・リサイクルプラザ)



東部総合処理センター(焼却施設)



東部総合処理センター(ペットボトル圧縮施設)



提供:大阪湾広域臨海環境整備センター

大阪湾広域臨海環境整備センター(神戸沖埋立処分場 H27.9 現在)

第2節 ごみ処理行政の動向

1. 国の動向

国は、廃棄物処理法の規定に基づき基本方針（「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」）を策定しており、平成27年1月に出された同方針では、平成24年度を基準年度、平成32年度を目標年度として一般廃棄物の排出量等に関する数値目標をさらに強化しています。

- ・一般廃棄物の排出量 約12%削減する
- ・再生利用率 約21%から約27%に増加させる
- ・最終処分量 約14%削減する

食品ロスに関する調査や家電製品、使用済小型家電の回収に対する市町村の対応割合についても目標を設定しています。また、焼却施設についても広域的、計画的な整備により熱回収を行い、発電設備を有する施設で処理する廃棄物の割合を増加させることとしています。

2. 兵庫県の動向

兵庫県では、「持続可能な循環型社会」の実現に向け「兵庫県廃棄物処理計画」を策定し取り組んだ結果、平成22年度の生活系ごみ排出量が全国10位となるなど大きな成果をあげました。しかし、再生利用率の目標未達成、地球温暖化・生態系の危機といった地球規模の課題が残されており、循環型社会の実現に向けさらなる取り組みを進めるために次の目標を設定しています。

- ・ごみの排出量 1人1日あたりごみ排出量を平成27年度887g、平成32年度835gと設定し、生活系ごみ減量としては、「集団回収・店頭回収の推進」「レジ袋削減の推進」等を事業系ごみ減量としては、「大規模事業所に対する指導」「処理料金の適正化」等を減量施策として掲げています。
- ・再生利用率 平成27年度23%、平成32年度25%と設定し、「使用済小型電子機器等のリサイクルの促進」「容器包装廃棄物の分別収集の促進」等の施策を掲げています。
- ・最終処分量 排出量の抑制及び再生利用量の増加により、最終処分量を平成19年度実績に対して、平成27年度26%、平成32年度30%を減量目標として掲げています。
- ・ごみ発電能力 ごみ発電能力を平成27年度に 106,000kW、平成32年度に127,000kWと設定し、「市町ごみ処理施設の広域化」「高効率ごみ発電施設の導入促進」等の施策を掲げています。

3. 大阪湾フェニックスセンターの動向

大阪湾フェニックスセンターは、大阪湾フェニックス計画に基づき、大阪湾の広域処分に関わる大阪湾フェニックス事業を進めています。

平成24年3月に受入対象区域、処理する廃棄物の種類・量、埋立て期間の延伸等の変更を行い、神戸沖埋立処分場並びに大阪沖埋立処分場にて平成39年度までの受入れを予定しています。

また、平成28年6月に大阪湾広域処理場整備促進協議会において次期最終処分場に関する基本的な事項について確認が行われたことを受け、次期最終処分場の具体化に向けた検討が行われます。

第3節 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

資源循環型社会を構築するため市民・事業者の理解と協力のもとに廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を行い、最終的に残った廃棄物については、資源化及びエネルギー利用(リサイクル)を推進し、処理の過程で生じる環境負荷の削減に努めます。

適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、広域化処理に取り組むと共に、事業者に対して自主回収・資源化・適正処理のための協力等を求め、再生利用等の促進及び適正処理の実現に努めます。

2. ごみ処理体系と処理フロー

(1) 分別の種類

基本方針に基づき、現行の7種12分類とします。

















種別	分類(品目)
もやすごみ (可燃ごみ)	<p>生ごみ、資源化できない紙布、プラスチック製品類、汚れた容器類 等</p>  <p>使用済小型家電</p> 
もやさないごみ (不燃ごみ)	<p>ビン、缶、せとももの、水銀0使用乾電池 等</p>  <p>水銀を含む乾電池・体温計</p> 
資源A	<p>新聞紙</p>  <p>ダンボール</p>  <p>紙パック</p>  <p>古着</p> 
資源B	<p>雑紙(雑誌、古本、チラシ)</p>  <p>紙箱(菓子箱、包装紙)</p> 
ペットボトル 	<p>ペットボトル</p> 
その他プラ 	<p>ボトル類、ネット類、トレイ類、カップ・パック類、キャップ類、ホリ袋 等</p> 
粗大ごみ	<p>家具、敷物、自転車等 長さ40cm以上 重さ5kg以上</p>  <p>使用済小型家電</p> 

図3-7 分別収集区分(計画)

(2) 収集運搬体系

従前のごみ収集区分・体系を踏襲します。「使用済小型家電」の回収については、平成29年4月より本格実施に移行し、モデル回収に引き続いて「拠点回収方式」、「イベント回収方式」、「ピックアップ回収方式」により行います。

表3-3 ごみ収集区分・体系

【収集対象ごみ】

区分	直 営		委託業者		古紙リサイクル協会		許可業者
収集対象	a. 生活系のもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、もやさないごみ(水銀を含む乾電池・体温計を含む) b. 粗大ごみ c. 使用済小型家電 ※一時多量排出されるごみを除く(a及びb)		a. 生活系のもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、もやさないごみ(水銀を含む乾電池・体温計を含む) ※一時多量排出されるごみを除く b. 死獣・汚物		市民の日常生活から排出される資源Aの一部		a. 事業所等から事業活動に伴って生じるごみ b. 一般家庭からの一時多量排出されるごみ
収集区域	a. は国道2号以南(西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区を除く) b. 及びc. は市内全域		a. は国道2号以北及び西宮浜・甲子園浜・高須町・鳴尾浜地区 b. は市内全域		市内全域		市内全域
収集回数	もやすごみ	定日収集(週2回)		定日収集(週2回)			随時収集
	資源 A	新聞・段ボール・紙パック・古着	定日収集(月1回)	新聞・段ボール・紙パック・古着	定日収集(月1回)	新聞・紙パック・古着	定日収集(月1回)
	資源 B	雑誌・古本 チラシ・紙箱	定日収集(月2回)	雑誌・古本 チラシ・紙箱	定日収集(月2回)		
	ペットボトル	定日収集(月2回)		定日収集(月2回)			
	その他プラ	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)			
	もやさないごみ	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)			随時収集
	粗大ごみ	随時収集					随時収集
	使用済小型家電	拠点収集(週1回) イベント回収(随時)					
収集形態	もやすごみ	ステーション		ステーション			戸別収集
	資源 A・B	ステーション		ステーション		ステーション	
	ペットボトル	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)			
	その他プラ	ステーション(透明袋)		ステーション(透明袋)			
	もやさないごみ	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)			戸別収集
	粗大ごみ	戸別収集					戸別収集
	使用済小型家電	拠点回収 イベント回収 ピックアップ回収					
	死獣・汚物			随時収集			

※ 水銀を含む乾電池・体温計の収集形態は、透明な袋に入れ、コンテナの横に出す。

【市が収集・処分できないごみ】

種類	品目	排出・処理等の方法	備考
家電品	冷凍・冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ(ブラウン管型・薄型)、衣類乾燥機	販売店での引取り、指定引取り場所へ搬入	平成13年4月から(家電リサイクル法)
パソコン	パソコン本体、ディスプレイ	メーカーへ郵送	平成15年10月から(資源有効利用促進法)
原動機付自転車・単車		販売店・メーカー引取り	平成16年10月から(メーカーによる回収)
タイヤ、バッテリー、潤滑油、ホイール、ソーラーパネル、温水器 太陽熱温水器、薬品、塗料、瓦、コンクリート、建築廃材、灯油、ガスボンベ、ピアノ、浴槽、ドラム缶、医療系廃棄物の注射針、耐火金庫、消火器など		販売店、工事店等での引取り・処理	

(3) 中間処理体系

中間処理体系については、新たな施設整備が行われるまでは現在の体系を踏襲します。なお、使用済小型家電は、認定事業者にて資源化を行います。

表3-4 ごみ処理方法と処理施設(平成29年度以降)

【一般廃棄物の処理】

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先	処理能力	処理方式 設備等	竣工年月 所在地
可燃ごみ (死獣・汚物 含む)	焼却処理	西部総合処理センター	525トン/日 (175トン/日×3基)	連続燃焼ストーカ式 6,000kW 発電設備	平成9年8月 西宮浜3丁目8
		東部総合処理センター (動物専焼炉)	280トン/日 (140トン/日×2基) 140kg/3h	連続燃焼ストーカ式 7,200kW 発電設備 バッチ式	平成24年12月 鳴尾浜2丁目1-4
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎選別処理	西部総合処理センター	110トン/5h	回転式破碎機 切断機 せん断機 機械選別設備 手選別設備	平成9年8月 西宮浜3丁目8
ペットボトル	選別・圧縮処理	東部総合処理センター ペットボトル圧縮施設	2.15トン/5h	選別設備 圧縮梱包設備 貯留設備	平成12年10月 鳴尾浜2丁目1-4
その他プラ	委託処理	民間事業者			
使用済 小型家電	委託処理	認定事業者			
乾電池・ 体温計 (水銀含)	委託処理	(公社)全国都市 清掃会議			

【特別管理一般廃棄物の処理】

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は 処理委託先	備考
感染性 一般廃棄物	事業者による処理		
ばいじん	薬剤処理	西部総合処理センター	西部総合処理センターの 焼却処理工程から発生するばいじん
	脱塩素化 薬剤処理	東部総合処理センター	東部総合処理センターの 焼却処理工程から発生するばいじん
PCBを使用 した部品	事業者による処理		

【最終処分】

廃棄物の種類	処分方法	処分委託先	処分場の名称	面積・容積	供用開始年月
焼却残渣・ 破碎残渣	埋立処分	大阪湾広域臨海 環境整備センター	神戸沖埋立処分場	88ha 580万m ³ (一般廃棄物)	平成13年12月
			大阪沖埋立処分場	95ha 540万m ³ (一般廃棄物)	平成21年10月

【資源化】

廃棄物の種類	資源化方法	引渡先	備考
資源A・B	再商品化	民間事業者	平成9年9月より
ペットボトル	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会	平成21年1月より
その他プラ	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会	平成25年2月より
回収資源 (鉄・非鉄・ガラス)	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会 民間事業者	平成9年9月より
使用済 小型家電	再商品化	認定事業者	平成29年4月より
焼却残渣 (焼却灰)	セメント化	(公財)ひょうご環境創造協会 セメント製造事業者	平成22年7月より

(4) ごみ処理フロー

本計画見直し時期である平成30年度におけるごみ処理フローは次のとおりです。

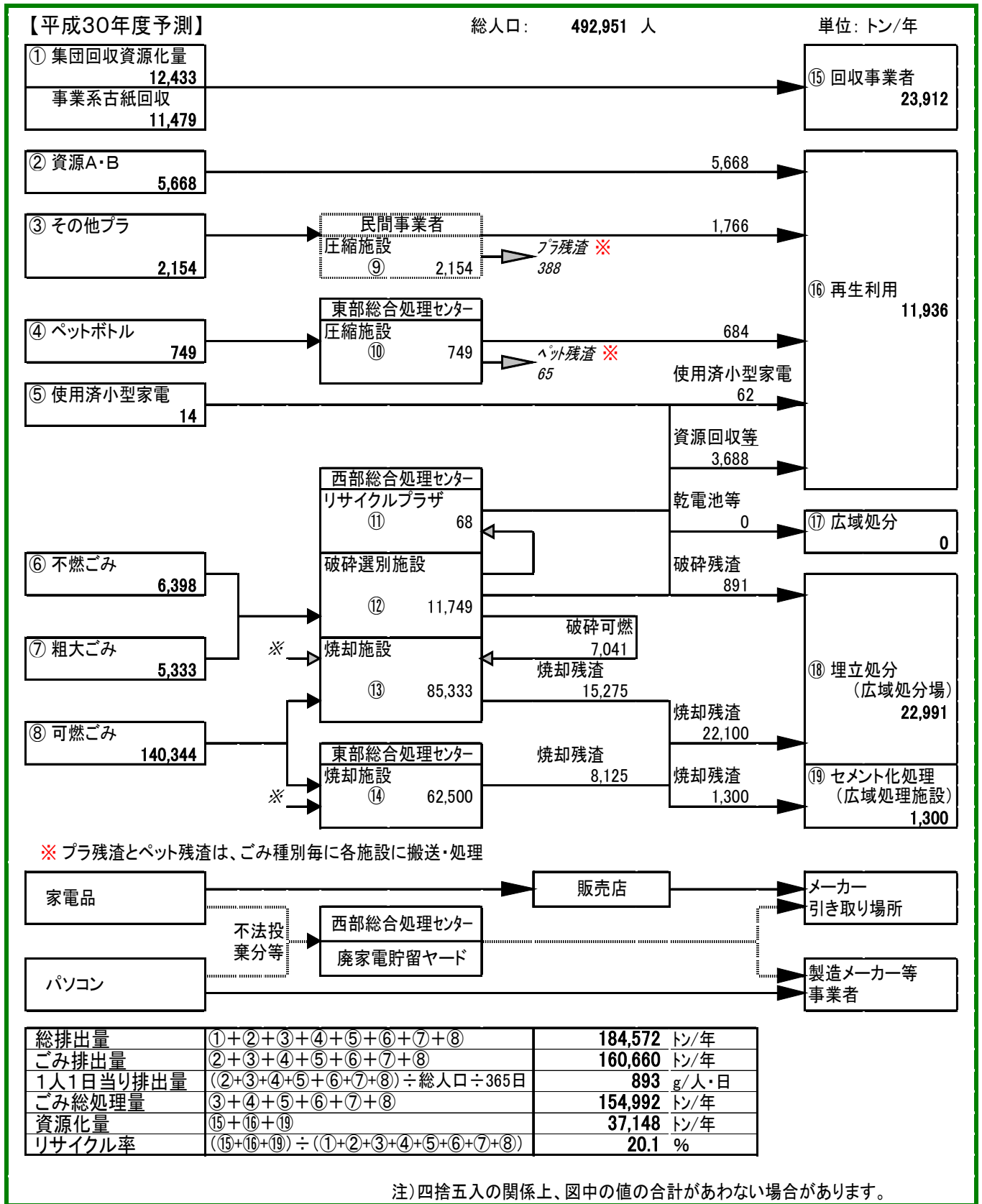


図3-8 ごみ処理フロー(平成30年度予測)

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの発生量及び処理量の将来予測値は、資料編 資料-4のとおりです。

将来予測値の推計手法は以下のとおりです。

ア. 人口は、第2章 2.人口動態に示す推計値を採用しました。

イ. ごみ量(その他プラを除く)は、平成19年度の手数料改正による減量が落ち着いた平成22年度から6年間(平成22年～平成27年)の生活系及び事業系の排出量の実績に基づく傾向値から、算出した値を採用しました。

ウ. その他プラの排出量は過去3年間(平成25年～平成27年)の排出量の実績に基づく傾向値から、算出した値を採用しました。

エ. 使用済小型家電は、拠点回収、ピックアップ回収のそれぞれについて、平成27年11月～平成28年9月までの実績に基づく傾向値から、算出した値を採用しました。

「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや25～」との関係は、以下のとおりです。

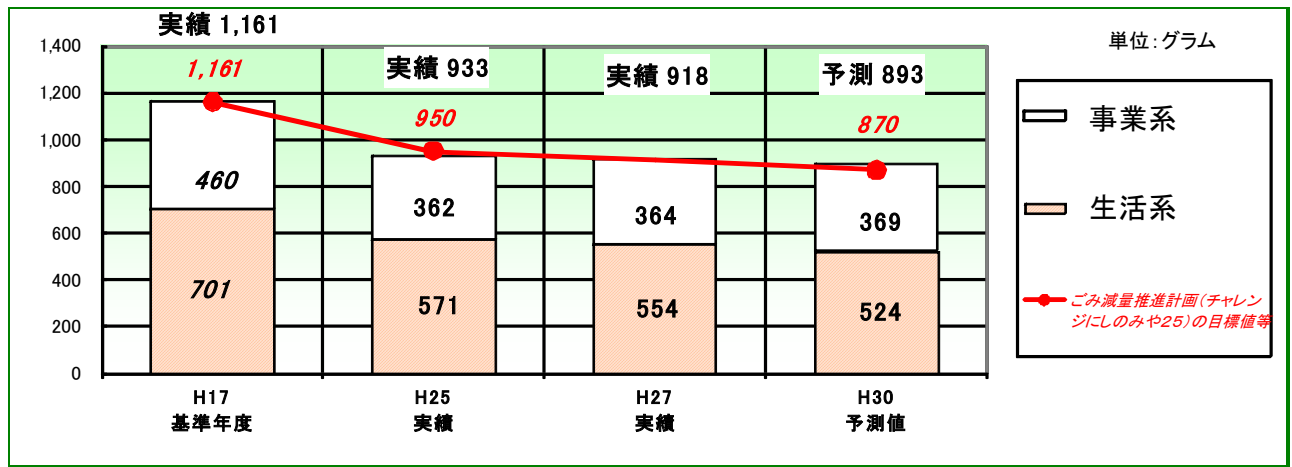


図3-9 1人1日あたり排出量の減量目標

表3-5 資源化及び埋立処分量の目標値

年度		H17	H25		H27	H30			
人口(年度末ベース)	人	467,495	486,145		487,911	492,951			
		減量計画 基準年度	減量計画 中間目標	実績値	目標-予測	実績値	減量計画 最終目標	予測値	目標-予測
総排出量	トン/年	212,483	192,800	191,573	1,227	187,793	184,000	184,572	-572
1人1日あたり総排出量	g/人・日	1,245	1,087	1,083	4	1,052	1,027	1,026	1
集団回収量	トン/年	14,298	20,800	13,120	7,680	12,498	22,300	12,433	9,867
事業系古紙回収	トン/年	-	-	12,971	-	11,389	-	11,479	-
使用済小型家電	トン/年	-	-	-	-	8	-	-	-
ごみ排出量	トン/年	198,185	172,000	165,482	6,518	163,898	161,700	160,660	1,040
1人1日あたり排出量	g/人・日	1,161	950	933	17	918	870	893	-23
生活系 1人1日	g/人・日	701	600	571	29	554	570	524	46
事業系 1人1日	g/人・日	460	350	362	-12	364	300	369	-69
資源化量	トン/年	35,655	48,600	40,848	7,752	37,718	50,800	37,148	13,652
資源化率	%	16.8	25.0	21.3	3.7	20.1	28.0	20.1	7.9
埋立処分量	トン/年	30,189	22,600	23,652	-1,052	23,633	20,600	22,976	-2,376
埋立処分率	%	15.2	13.1	14.3	-1.2	14.4	12.7	14.3	-1.6

※ 使用済小型家電 平成27年度 モデル回収事業、平成30年度 ごみ排出量に含む

現状の減量幅では、「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや25～」の最終目標年度において1人1日あたり排出量で23グラムの減量が必要であり、また資源化率や埋立処分率においても目標数値には届いていないため、後述する各種施策により、ごみの排出抑制並びに資源化を推し進めて行く必要があります。また、次期計画に向けて現施策の検証と更なる施策の検討が必要と考えます。

4. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

主な排出抑制・資源化に関する施策の一覧は、資料編 資料-5のとおりです。
その中でも、重点施策については、以下のとおりです。

① 広報・啓発活動

- ア. ごみ減量等推進員との協働によって、ごみ減量化に向けた様々な取り組みを行います。
- イ. 家電リサイクル法による対象品やパソコンなど、市が収集・処分できないものの、回収・リサイクル方法について、市民への広報・啓発を推進します。
- ウ. これまでの広報・啓発活動に関する各施策を継続し、市民に対して、再生品の使用・不用品の活用・使い捨て製品の使用の自粛等によるごみの排出抑制を求めています。

② 生活系ごみ排出抑制・資源化

- ア. 地域団体による再生資源集団回収活動に対する奨励金交付については、集団回収活動の拡大を図ると共に、活動実態に即した交付を行っていきます。
- イ. 市民に分別排出の大切さを周知し、資源化率の向上を推進します。
- ウ. 社会問題となっている紙類や空き缶等資源物の持ち去り防止を推進します。
- エ. 粗大ごみについては、再生利用に配慮した収集・運搬に努めます。
- オ. もやすごみについては、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」を行う「生ごみ3キリ運動」を周知・啓発し、生ごみや食品ロスの減量を推進します。

③ 事業系ごみ排出抑制・資源化

- ア. 各事業者に対して、製品の開発・生産・流通等のごみ発生抑制への配慮や、ごみ減量及び適正処理に関する市の施策への協力を求めます。
- イ. 事業系ごみについて、排出事業者の自己責任による再生利用及び適正処理の積極的推進及び法に基づくリサイクルの推進を促します。
- ウ. 廃棄物減量化等計画書の実施状況や、事業系ごみの排出状況等の把握に努め、ごみ減量と適正処理に向けた助言・指導を行います。
- エ. 処理経費等を考慮したごみ処理手数料の改正を引き続き検討し、必要に応じて実施します。
- オ. 事業系ごみの組成分析を実施し、紙類や食品廃棄物の排出抑制など、組成傾向に応じた減量施策を検討・実施します。

④ 市の処理施設における資源化

- ア. 西部総合処理センター焼却施設及び東部総合処理センター焼却施設での余熱を利用した発電、隣接施設への蒸気供給によるエネルギーの有効利用を継続します。
- イ. 西部総合処理センター破砕選別施設における資源物選別・資源化を継続すると共に効率の向上を目指します。

5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 可燃ごみ(死獣・汚物を含む)

可燃ごみの中間処理は、市の焼却施設にて実施します。

焼却施設は、西部総合処理センター(525トン/日)と東部総合処理センター(280トン/日)の2施設があり、西部総合処理センター、東部総合処理センターに余熱利用設備を設置し、エネルギーの効率的な回収に努めます。

なお、死獣については、東部総合処理センター内にある動物専焼炉にて焼却します。

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみと粗大ごみの中間処理は、西部総合処理センターの破砕選別施設にて実施します。

水銀を含む乾電池・体温計は、引続き貯留・処理委託を行います。

(3) ペットボトル

ペットボトルの中間処理は、東部総合処理センター圧縮施設にて実施します。

(4) その他プラ

その他プラは、市が委託した民間事業者にて中間処理を行います。

(5) 資源A・B

資源A・Bは、民間事業者にて資源化を行います。

(6) 使用済小型家電

使用済小型家電は、認定事業者にて資源化を行います。

(7) 感染性一般廃棄物

感染性の医療廃棄物については、医療機関に適正処理を求めていきます。

(8) 最終処分

ごみ排出抑制・資源化及び中間処理によって、最終処分量をできる限り削減します。

最終処分場については、西宮市単独では確保が困難な状況にあり、広域処理の継続が不可欠です。

今後も、関係各自治体と協力して広域的な処分場の確保に努めていきます。

(9) 適正処理困難物等処理

適正処理困難物等の処理については、関係各市町と共に広域的に行う、(公財)ひょうご環境創造協会の事業に参加・協力していきます。

廃ゴムタイヤは、タイヤ業界の特定事業者等が構築している収集・運搬・処理ルートにて処分をします。

スプリング入りマットレスは当面、市の施設で処理を行いますが、業界(メーカー・販売店)に対して、消費者からの直接回収ルートの整備、適正処理のために必要な協力を求めていきます。

その他の有害性・危険性・作業困難性等がある廃棄物は、適正処理困難物の指定拡大、資源有効利用促進法による再資源化製品としての指定等を求めています。

また、製造・販売等の事業者には、製品等が廃棄されるとき回収・処理・リサイクル等に関する設計・製造段階における配慮、及び自主的な回収・リサイクル・処理の実施等を求めています。

(10) 災害廃棄物処理

地震等災害発生時、一時的に多量発生する災害廃棄物に対しては「西宮市災害廃棄物処理計画」に基づき処理します。

また、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」に参画し、国や他自治体との情報の共有、広域連携に取り組むとともに、近隣自治体及び民間事業者との間で応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築しています。

災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため市内臨時集積場(仮置場)の候補地選定や具体的な対策について継続した検討が必要です。

<現在締結している主な災害応援協定等>

●「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定」(平成17年9月1日)

●「災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」(平成27年5月22日)

6. ごみの処理施設の整備に関する事項

昨今、廃棄物処理施設の整備計画において、「廃棄物処理施設の長寿命化」が重要項目として掲げられ、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されている中、本計画では、整備対象施設の現況を踏まえ、ごみの排出量や性状の変化、ごみ処理をとりまく社会情勢を考慮し、施設整備計画を定めます。

(1) 既存施設と用地

市の廃棄物処理施設と、その用地について、以下に概要を示します。

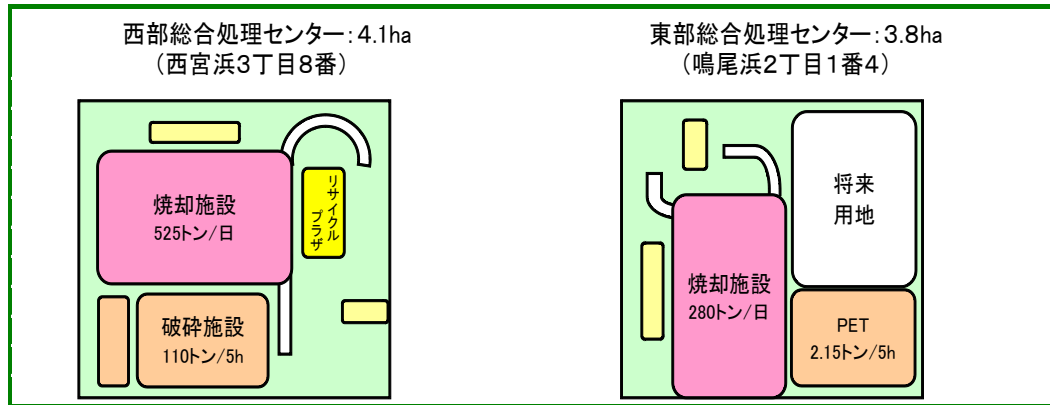


図3-10 既存施設と用地概略図

(2) 施設整備計画

① 西部総合処理センター

焼却施設は、改良工事を実施し、二酸化炭素排出量の抑制による環境負荷の低減に努めるとともに延命化を図り、平成39年度まで稼働させます。

破碎選別施設は、定期整備を継続して平成35年度まで稼働させ、その後は東部総合処理センター将来用地に移転します。移転後、現在の破碎選別施設は解体撤去を行い、跡地に現在の焼却施設の代替施設を整備し、平成40年度の稼働を目指し検討を進めます。

② 東部総合処理センター

平成24年12月末に竣工した焼却施設は、平成43年度まで稼働させます。また、その後の延命化に向け検討を行います。

ペットボトル圧縮施設は、老朽化と処理量の増大に対応するために、破碎選別施設の代替施設とともに計画、整備の検討を行います。

将来用地には、平成36年度の破碎選別施設の稼働を目指し検討を進めます。

第4章 生活排水処理編

第1節 生活排水処理の現況と課題

生活排水は、し尿と生活雑排水(し尿以外の排水で台所排水、洗濯排水、風呂排水等)の2つに大きく分類されます。本市では公共下水道整備事業の進捗に伴い、公共下水道は人口普及率で99.9%に達し、ほとんどの生活排水を公共下水道で処理し、残りは浄化槽及び、し尿のくみ取りで処理しています。

1. 公共下水道

本市の公共下水道事業は、行政区域10,018haのうち、5,587haについて処理区を設定し、西宮市が事業主体となる単独公共下水道区域(西宮処理区)と、兵庫県が事業主体となり複数の市が協力する2つの流域関連公共下水道区域(武庫川上流処理区、武庫川下流処理区)に分割し、それぞれの処理区に浄化センターを設けて処理を行っています。

公共下水道については、引き続き安定した処理を行うとともに下水道未接続世帯への水洗化の普及を図る必要があります。

表4-1 公共下水道の整備状況(平成27年度末現在)

処理区	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	推計人口 (千人) A	処理区域内人口 (千人) B	人口普及率 (%) B/A
西宮	3,154	3,109.6	373.5	373.4	99.9
武庫川上流	949	550.7	17.5	17.4	99.4
武庫川下流	1,484	1,114.2	96.9	96.8	99.9
計	5,587	4,774.5	487.9	487.6	99.9

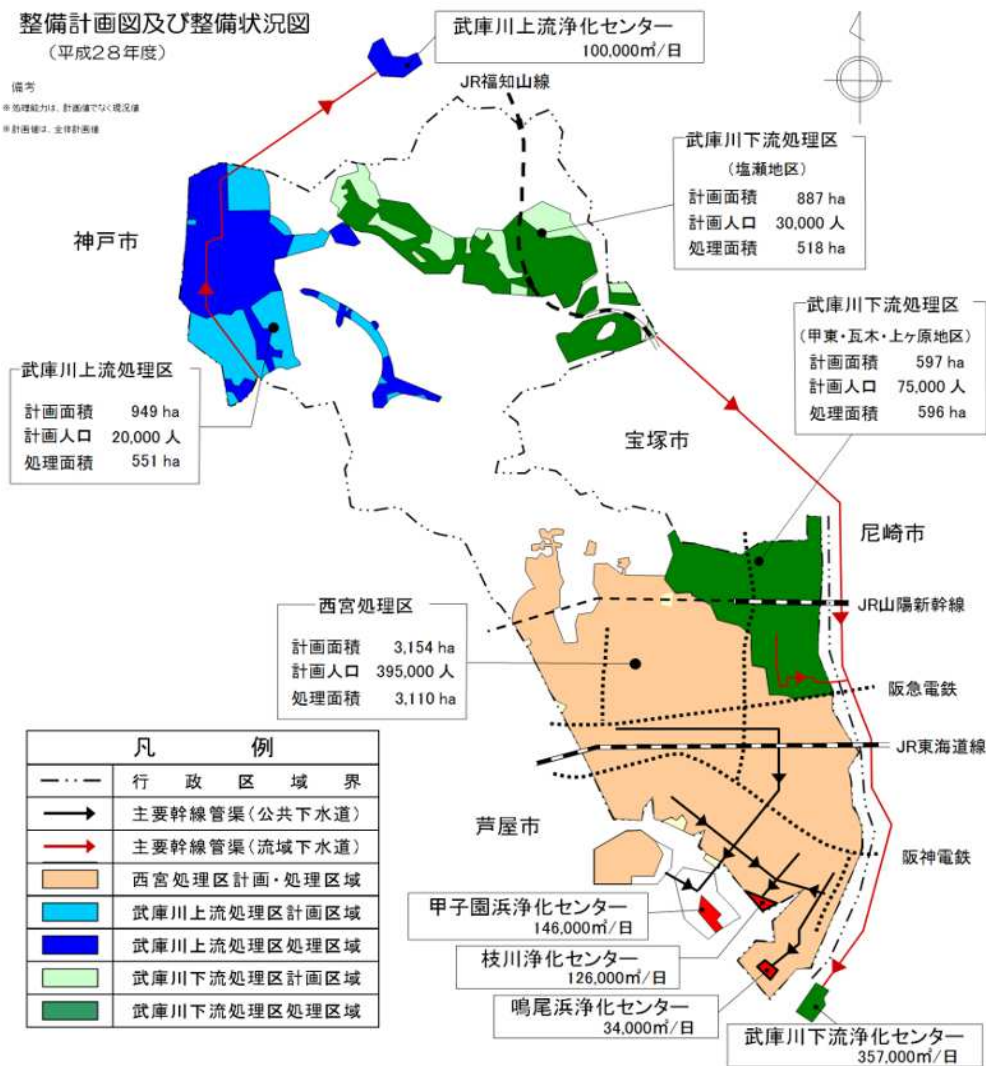


図4-1 下水道の現状(平成27年度末現在)

2. 浄化槽

本市における浄化槽は、公共下水道処理区域外に設置されているものと、公共下水道処理区域内の下水道未接続者に設置されているものがあります。また、従来からの単独処理浄化槽(し尿のみを処理)と、浄化槽法の改正により、平成13年4月以降、新たに設置する場合に義務づけられた合併処理浄化槽(し尿と生活雑排水を処理)の2つがあります。

浄化槽の設置数は、表4-2及び図4-2のとおり、単独・合併処理浄化槽ともに、公共下水道の普及に伴い年々減少し、平成27年度末現在で処理区域外の設置が87基、処理区域内の設置が508基の計595基となっています。今後も公共下水道への接続とともに減少していくものと考えられます。

本市においては、引き続き浄化槽基本台帳の整備と維持管理に努めるとともに、浄化槽管理者に対して、浄化槽法に基づいた定期的な保守点検と清掃の実施について啓発、指導等を行い、また、公共下水道処理区域内の浄化槽については下水道への切り替えを求めていく必要があります。

表4-2 浄化槽数(単位:基/平成27年度末現在)

区 分		南部	北部	計
単独処理浄化槽	下水道処理区域外	5	40	45
	下水道処理区域	383	101	484
合併処理浄化槽	下水道処理区域外	7	35	42
	下水道処理区域	13	11	24
計		408	187	595

※北部は塩瀬・山口地区

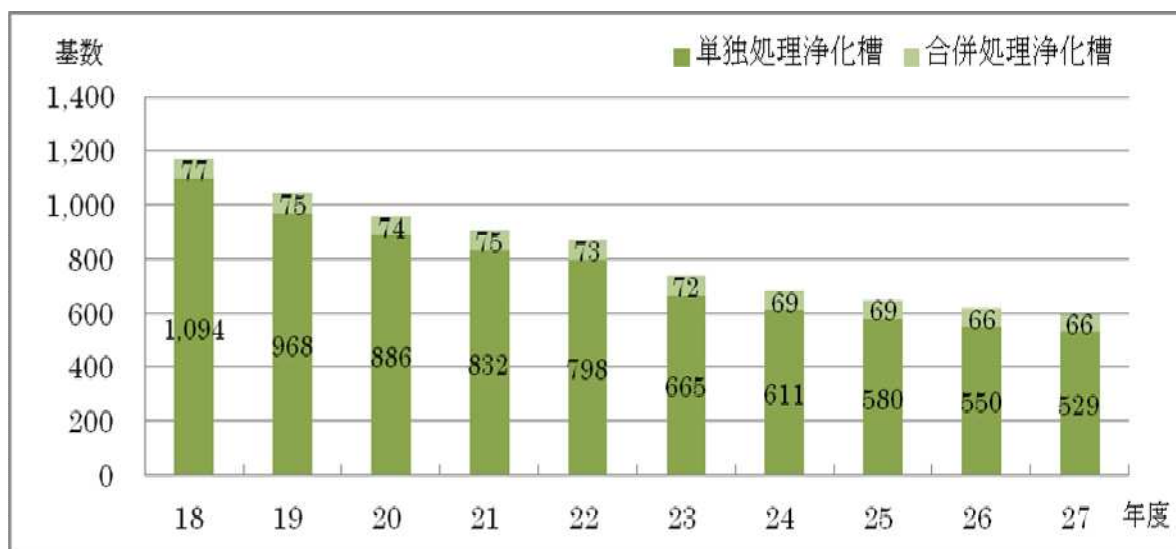


図4-2 浄化槽数の推移

3. し尿及び浄化槽汚泥

し尿収集戸数は、公共下水道の普及に伴い年々減少し、表4-3のとおり平成27年度末現在で、収集戸数は176戸(事業所含む)、くみ取り便槽数は264便槽となっています。

収集作業は全て委託しており、2週間または4週間毎に行う定日収集と、工事現場等での臨時収集を有料で行っています。

一方、浄化槽の点検や清掃の際に発生する浄化槽汚泥については、一般廃棄物収集運搬許可業者により収集しています。

処理については、し尿、浄化槽汚泥ともに、甲子園浜浄化センター内に設置されたし尿投入所で前処理を行った後、同センターにおいて処理を行っています。

し尿収集量及び浄化槽汚泥搬入量は、公共下水道がほぼ整備されていることから、図4-3のとおり年々減少していますが、引き続き現在の処理体制を継続し、下水道処理区域内のし尿収集については、浄化槽と同じく下水道への切り替えを求めていく必要があります。

表4-3 し尿収集戸数及び便槽数(平成27年度末現在)

区 分		南部	北部	小計	計
戸 数	下水道処理区域外	21	39	60	176
	下水道処理区域	62	54	116	
便槽数	下水道処理区域外	35	106	141	264
	下水道処理区域	65	58	123	

※北部は塩瀬・山口地区

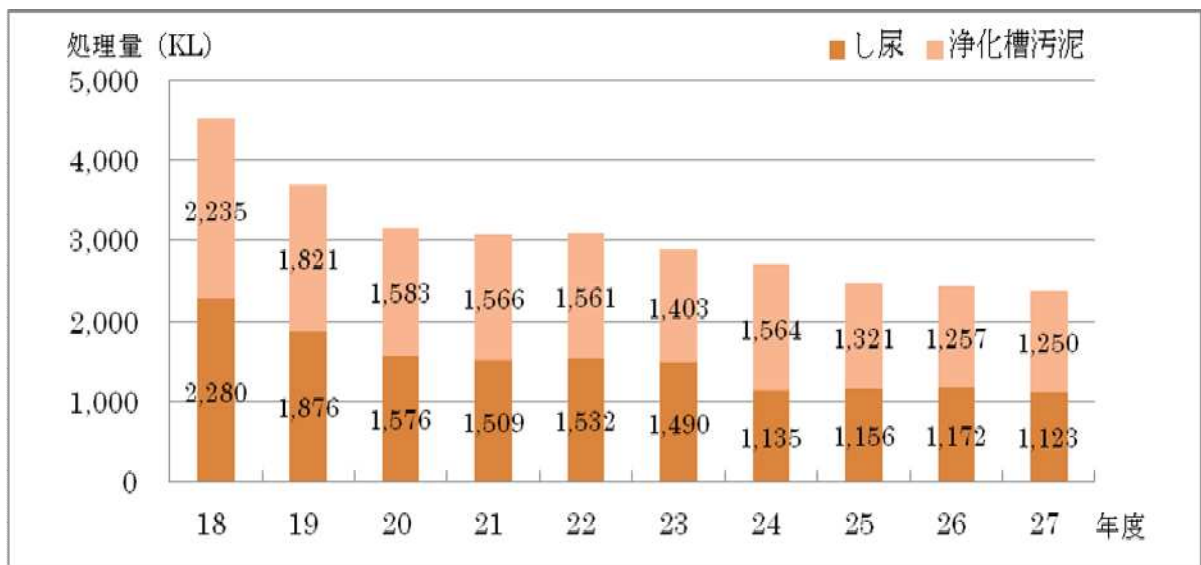


図4-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

4. 公衆便所

公共の場所の清潔を保持するために、公衆便所を設置し、改修・改築及び定期清掃を行っています。廃棄物処理法第5条第6項に基づき、環境局が設置する公衆便所は5ヶ所あり、表4-4のとおりです。

表4-4 公衆便所一覧(平成27年度末現在)

名 称	所 在 地	面積(m ²)
社家町公衆便所	社家町 11 番	38.04
今津駅前公衆便所	今津曙町 155 番-1 地先	7.62
香櫨園浜公衆便所	西波止町地先	16.80
夙川駅前公衆便所	羽衣町 123 番	31.08
JR西宮駅前公衆便所	池田町地先	15.81

5. 災害応援協定

災害時におけるし尿等の収集処理について、近隣自治体及び民間事業者との間で応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築しています。

<現在締結している主な災害応援協定等>

- 「緊急時における仮設トイレの確保に関する協定」(平成26年9月1日)
- 「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する応援協定」(平成28年3月25日)

第2節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

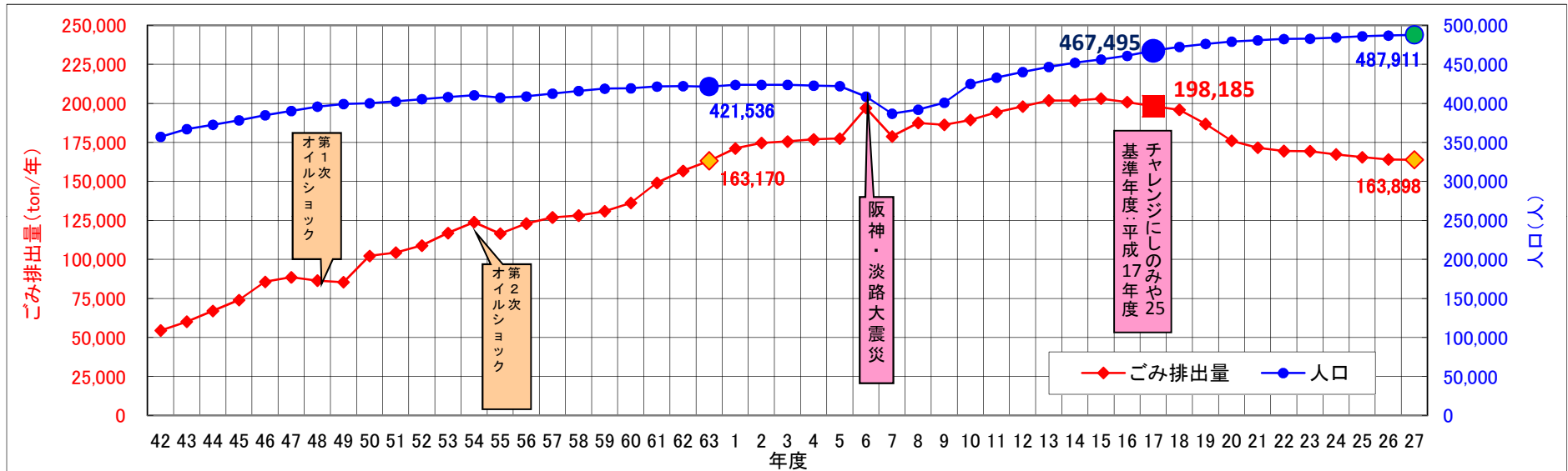
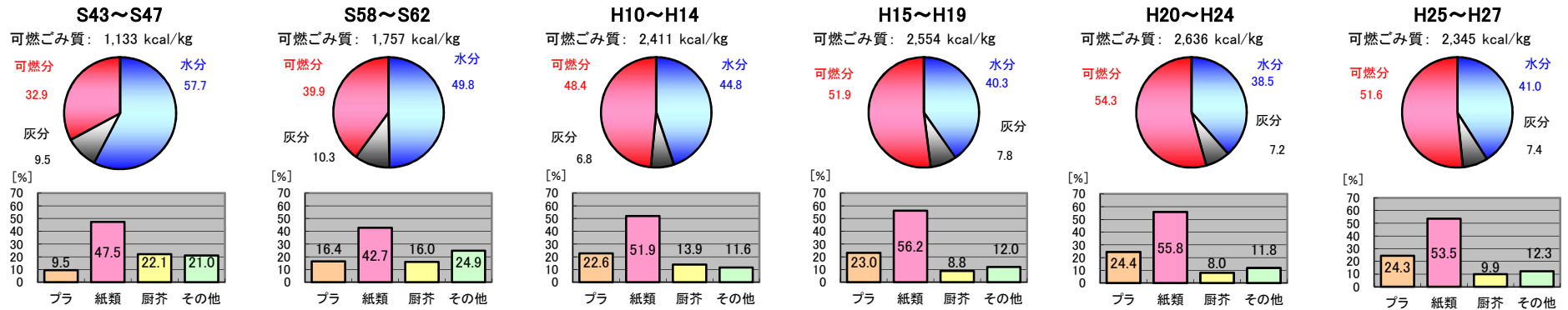
生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水については、引き続き公共下水道、浄化槽及びし尿のくみ取りにより処理を行い、未処理のまま河川に放流されないよう、安定かつ確実に処理を行うこととします。

2. 処理計画

- (1) 公共下水道については、安定した処理を行うとともに、下水道未接続世帯への水洗化の普及に努めます。
- (2) 浄化槽については、浄化槽管理者に対して、法定検査の受検や定期的な保守点検、清掃について啓発、指導等を行い、適切な維持管理を促します。
また、下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、現在設置の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を勧め、生活排水の適切な処理を促進します。
- (3) し尿収集戸数や浄化槽設置数は、水洗化の推進に伴い減少していくと考えられますが、今後も下水道処理区域外の世帯が残ることから、現行の処理体制を継続します。
- (4) 公衆便所については、公共の場所の清潔を保持するため、引き続き維持管理等を継続します。

資料編

【西宮市のごみ量及びごみ質の変遷】



S38	S42	S42	S44	S45	S54	S55	S58	H3	H5	H9	H9	H11	H11	H12	H12	H13	H13	H13	H13	H14	H17	H17	H19	H23	H24	H25	H25	H25	H27	H29	
収集・不燃ごみ分別	旧西部工場稼働	公害対策基本法制定	粗大ごみ収集	廃棄物処理法公布	焼却施設稼働	東部総合処理センター	東部総合処理センター	再生資源利用促進法公布	環境基本法制定	西部総合処理センター稼働	資源ごみ分別収集	オリサイクルプラザ	ダイオキシン類対策特別措置法制定	容器包装リサイクル法施行	PET圧縮保管施設稼働	循環型社会形成基本法施行	PET分別収集(全域)	家電リサイクル法施行	家電リサイクル法運用開始	家電リサイクル法施行	食品リサイクル法施行	建設リサイクル法施行	自動車リサイクル法施行	一般廃棄物処理基本計画第4回改定	一般廃棄物処理基本計画第5回改定	東部総合処理センター焼却施設稼働	その他プラ分別収集(一部地域)	その他プラ分別収集(全域)	小型家電リサイクル法施行	小型家電リサイクル実証事業	一般廃棄物処理基本計画第6回改定

【収集量及び直接搬入量の実績】

(単位:トン)

平成年度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
人口(人)		472,481	476,329	479,192	480,920	482,532	482,858	484,516	486,145	486,976	487,911		
世帯数(世帯)		197,790	200,855	203,324	205,166	202,978	204,360	204,807	206,466	207,582	211,404		
計画収集	直営	可燃	40,611	39,214	35,900	35,136	33,762	33,978	32,434	30,731	27,858	25,167	
		不燃	4,068	3,983	3,506	3,447	3,159	3,034	2,752	2,492	2,225	2,053	
		粗大	2,030	1,889	1,934	1,906	1,639	1,627	1,475	1,447	1,369	1,421	
		汚物等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		資源	3,271	2,450	1,967	1,422	1,512	1,361	1,184	1,036	908	797	
		PET	231	247	232	240	233	219	233	247	240	200	
		その他プラ	-	-	-	-	-	-	68	651	698	762	
		計	50,211	47,783	43,539	42,151	40,305	40,219	38,146	36,604	33,298	30,400	
	台数	41,384	41,694	41,321	39,196	39,249	38,136	38,137	41,968	36,693	34,959		
	委託	可燃	49,623	50,675	52,200	51,406	50,659	50,596	50,582	48,800	50,547	52,416	
		不燃	4,353	4,285	4,294	4,306	4,228	4,233	4,076	4,012	4,001	4,252	
		粗大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		汚物等	21	18	14	13	13	13	11	12	10	10	
		資源	5,398	4,808	3,962	3,234	3,259	3,042	2,706	2,802	2,893	2,775	
		PET	292	340	333	348	349	337	336	362	408	398	
		その他プラ	-	-	-	-	-	-	-	914	1,048	1,186	
		計	59,687	60,126	60,803	59,307	58,508	58,221	57,711	56,902	58,907	61,037	
	台数	32,218	33,066	34,101	33,407	32,076	31,828	29,427	29,944	30,057	31,026		
	市収集合計	可燃	90,234	89,889	88,100	86,542	84,421	84,574	69,039	79,531	78,405	77,583	
		不燃	8,421	8,268	7,800	7,753	7,387	7,267	6,828	6,504	6,226	6,305	
		粗大	2,030	1,889	1,934	1,906	1,639	1,627	1,475	1,447	1,369	1,421	
		汚物等	21	18	14	13	13	13	11	12	10	10	
		資源	8,669	7,258	5,929	4,656	4,771	4,403	3,890	3,838	3,801	3,572	
		PET	523	587	565	588	582	556	569	609	648	598	
		その他プラ	-	-	-	-	-	-	68	1,565	1,746	1,948	
		計	109,898	107,909	104,342	101,458	98,813	98,440	95,857	93,506	92,205	91,437	
	台数	73,602	74,760	75,422	72,603	71,325	69,964	67,564	71,912	66,750	65,985		
	協力会	資源	4,827	4,534	3,901	3,513	4,546	4,489	3,956	3,607	3,413	3,183	
		台数	3,435	3,260	2,978	2,723	3,648	3,449	3,151	2,921	2,775	2,695	
	許可	可燃	65,539	59,430	52,049	50,900	50,752	52,829	53,889	54,123	53,419	53,317	
不燃		995	936	739	673	583	553	470	735	863	822		
粗大		614	747	710	687	503	491	543	569	569	564		
計		67,148	61,113	53,498	52,260	51,838	53,873	54,902	55,427	54,851	54,703		
台数		40,577	39,174	35,832	35,602	34,930	34,372	33,797	34,504	34,688	34,780		
直接搬入	可燃	10,879	10,332	11,735	11,511	11,305	9,452	9,430	9,711	10,306	10,996		
	不燃	65	62	54	58	58	70	61	85	76	87		
	粗大	3,065	2,840	2,494	2,789	2,934	3,060	3,131	3,144	3,223	3,490		
	汚物等	3	4	2	2	2	2	2	2	2	2		
	計	14,012	13,238	14,285	14,360	14,299	12,584	12,624	12,942	13,607	14,575		
	台数	67,591	64,872	57,427	61,082	63,845	67,540	74,112	86,654	86,684	91,218		
総計	可燃	166,652	159,651	151,884	148,953	146,478	146,855	146,335	143,365	142,130	141,896		
	不燃	9,481	9,266	8,593	8,484	8,028	7,890	7,359	7,324	7,165	7,214		
	粗大	5,709	5,476	5,138	5,382	5,076	5,178	5,149	5,160	5,161	5,475		
	汚物等	24	22	16	15	15	15	13	14	12	12		
	資源	13,496	11,792	9,830	8,169	9,317	8,892	7,846	7,445	7,214	6,755		
	PET	523	587	565	588	582	556	569	609	648	598		
	その他プラ	-	-	-	-	-	-	68	1,565	1,746	1,948		
	計	195,885	186,794	176,026	171,591	169,496	169,386	167,339	165,482	164,076	163,898		
台数	185,205	182,066	171,659	172,010	173,748	175,325	178,624	195,991	190,897	194,678			

注)四捨五入の関係上、値の合計があわない場合があります。

【災害廃棄物等 受入れ量】

年度別	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
市町名	-	-	-	佐用町	-	-	-	-	-	-
近隣市応援(災害廃棄物等)	可燃	-	-	1,663	-	-	-	-	-	-
	粗大	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	1,663	-	-	-	-	-	-
	台数	-	-	-	247	-	-	-	-	-

【ごみ処理量及び資源化量の実績】

(単位:トン)

平成年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
人口 (人)	472,481	476,329	479,192	480,920	482,532	482,858	484,516	486,145	486,976	487,911
世帯数 (世帯)	197,790	200,855	203,324	205,166	202,978	204,360	204,807	206,466	207,582	211,404
総排出量	210,865	201,388	189,347	184,361	191,025	194,685	193,937	191,573	188,815	187,793
1人1日 (g)	1,223	1,155	1,083	1,050	1,085	1,102	1,100	1,083	1,062	1,052
集団回収量	14,980	14,594	13,321	12,770	13,031	13,114	13,053	13,120	12,897	12,498
事業系古紙回収	—	—	—	—	8,498	12,185	13,545	12,971	11,842	11,389
使用済小型家電	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
ごみ排出量	195,885	186,794	176,026	171,591	169,496	169,386	167,339	165,482	164,076	163,898
1人1日 (g)	1,136	1,071	1,006	978	962	958	946	933	923	918
可燃ごみ	166,652	159,651	151,884	148,953	146,478	146,855	146,335	143,365	142,130	141,896
不燃ごみ	9,481	9,266	8,593	8,484	8,028	7,890	7,359	7,324	7,165	7,214
粗大ごみ	5,710	5,476	5,138	5,382	5,076	5,178	5,149	5,160	5,161	5,475
死獣・汚物	24	22	16	15	15	15	13	14	12	12
資源ごみ	13,496	11,792	9,830	8,169	9,317	8,892	7,846	7,445	7,214	6,755
ペットボトル	523	587	565	588	582	556	569	609	648	598
その他プラ	—	—	—	—	—	—	68	1,565	1,746	1,948
生活系ごみ排出量	117,295	115,321	111,210	108,100	106,666	106,535	103,828	101,361	99,529	98,914
1人1日 (g)	680	661	636	616	606	603	587	571	560	554
事業系ごみ排出量	78,591	71,473	64,815	63,491	62,830	62,851	63,510	64,121	64,547	64,984
1人1日 (g)	456	410	371	362	357	355	359	362	363	364
中間処理量	181,866	174,415	165,631	162,834	159,597	135,185	157,128	156,806	154,287	153,094
焼却処理量	176,153	168,436	159,602	156,817	154,100	154,652	152,268	152,003	150,115	148,725
西部総合処理センター	140,380	133,188	122,572	124,026	121,789	122,117	102,191	89,365	86,776	87,550
東部総合処理センター	—	—	—	—	—	—	39,974	62,638	63,339	61,175
西部工場	35,773	35,249	37,030	32,791	32,311	32,535	10,103	—	—	—
内訳										
可燃ごみ	166,652	159,651	151,884	148,953	146,478	146,855	144,795	144,470	142,057	140,488
汚物等	24	22	16	15	15	15	13	14	12	12
破砕可燃等	9,477	8,763	7,702	7,849	7,607	7,782	7,460	7,519	8,046	8,225
破砕選別処理	15,191	14,742	13,731	13,866	13,104	13,068	12,320	12,322	12,218	12,594
内訳										
不燃ごみ	9,481	9,266	8,593	8,484	8,028	7,890	7,359	7,324	7,165	7,214
粗大ごみ	5,710	5,476	5,138	5,382	5,076	5,178	5,149	5,160	5,161	5,475
埋立処分量	29,626	28,143	26,390	26,260	25,234	24,824	25,217	23,652	24,021	23,633
埋立処分率 (%)	15	15	15	15	15	15	15	14	15	14
破砕残渣	1,109	1,440	1,424	1,218	1,012	1,119	884	881	662	958
焼却灰+ばいじん処理物	28,517	26,703	24,966	25,042	24,222	23,705	24,333	22,771	23,359	22,675
資源化量	34,815	32,785	29,645	26,998	37,212	40,260	40,510	40,848	38,998	37,718
※1 リサイクル率 (%)	17	16	16	15	19	21	21	21	21	20
直接資源化量	13,496	11,792	9,831	8,169	9,317	8,892	7,846	7,445	7,214	6,755
資源A	6,687	6,336	5,581	5,039	4,673	4,371	4,065	3,881	3,728	3,564
資源B	6,809	5,456	4,250	3,130	4,644	4,521	3,781	3,564	3,486	3,191
再商品化量	523	587	565	588	582	556	621	1,910	2,071	2,212
ペットボトル	523	587	565	588	582	556	569	609	648	598
その他プラ	—	—	—	—	—	—	52	1,301	1,423	1,598
使用済小型家電	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16
中間処理後資源化量	4,605	4,539	4,605	4,799	4,485	4,215	4,146	4,103	3,675	3,556
鉄類	3,164	2,988	2,622	2,628	2,534	2,450	2,315	2,303	2,071	2,026
ガラス類	1,269	1,393	1,763	1,921	1,720	1,524	1,531	1,457	1,262	1,158
非鉄金属類	165	152	157	181	156	171	185	231	226	261
その他	7	5	63	69	75	70	115	111	116	111
熔融再生量	1,211	1,274	1,323	672	1,299	1,298	1,299	1,299	1,299	1,300
ばいじん	1,211	1,274	1,323	672	1,299	1,298	1,299	1,299	1,299	1,300
集団回収量	14,980	14,594	13,321	12,770	13,031	13,114	13,053	13,120	12,897	12,498
1人1日 (g)	87	84	76	73	74	74	74	74	73	70
事業系古紙回収	—	—	—	—	8,498	12,185	13,545	12,971	11,842	11,389
使用済小型家電	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
※2 余熱利用量 (GJ)	175,772	174,811	161,945	176,323	174,895	172,282	213,963	253,942	246,115	238,430
※3 余熱利用率	9	9	9	10	10	10	12	17	16	17
発電量 (MWh)	47,234	46,992	43,318	47,448	47,093	46,356	57,873	65,293	62,757	62,107
場外利用 (GJ)	5,730	5,640	6,000	5,510	5,360	5,400	5,620	18,887	20,190	14,844
可燃ごみLHV (kJ/kg)	11,680	11,260	10,880	10,800	10,900	11,220	11,370	9,900	9,983	9,291

注)四捨五入の関係上、値の合計があわない場合があります。

$$\text{※1 リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{(\text{ごみ排出量} + \text{集団回収量} + \text{事業系古紙回収})} \times 100 (\%)$$

$$\text{※3 余熱利用率} = \frac{\text{余熱利用量}}{(\text{焼却処理量} \times \text{可燃ごみLHV})} \times 100 (\%)$$

$$\text{※2 } 1\text{MWh} = 3.6\text{GJ}$$

【ごみ発生量及び処理量の将来予測】

	和暦	28	29	30	31	32	33
人口	人	492,065	492,621	492,951	493,075	493,001	492,777
世帯数	世帯	208,502	208,738	208,878	208,930	208,899	208,804
総排出量	トン/年	187,370	186,086	184,572	183,844	182,097	180,804
1人1日あたり総排出量	g/人・日	1,043	1,035	1,026	1,019	1,012	1,005
集団回収量	トン/年	12,662	12,551	12,433	12,344	12,182	12,033
事業系古紙回収量	トン/年	11,459	11,472	11,479	11,514	11,481	11,475
排出量	トン/年	163,249	162,064	160,660	159,986	158,434	157,295
可燃ごみ	トン/年	142,070	141,321	140,331	140,018	138,884	138,096
不燃ごみ	トン/年	6,758	6,572	6,398	6,241	6,065	5,920
粗大ごみ	トン/年	5,296	5,309	5,333	5,356	5,347	5,348
死獣・汚物	トン/年	13	13	13	13	12	12
資源ごみ	トン/年	6,358	6,006	5,668	5,378	5,092	4,838
資源A	トン/年	3,306	3,123	2,947	2,796	2,648	2,516
資源B	トン/年	3,052	2,883	2,720	2,581	2,444	2,322
ペットボトル(PET)	トン/年	724	737	749	762	771	780
その他プラ	トン/年	2,019	2,093	2,154	2,205	2,249	2,288
使用済小型家電(拠点回収・イベント回収)	トン/年	11	14	14	14	14	14
ごみ排出量	トン/年	163,249	162,064	160,660	159,986	158,434	157,295
1人1日あたり排出量	g/人・日	909	902	893	887	881	875
生活系ごみ排出量	トン/年	97,578	95,959	94,331	93,099	91,379	90,092
1人1日あたり排出量	g/人・日	543	534	524	516	508	501
可燃ごみ(死獣・汚物含む)	トン/年	78,318	77,148	75,940	75,084	73,788	72,855
不燃ごみ	トン/年	6,035	5,844	5,668	5,504	5,326	5,180
粗大ごみ	トン/年	4,113	4,118	4,138	4,151	4,139	4,137
資源ごみ+PET+その他プラ+使用済小型家電	トン/年	9,112	8,850	8,585	8,360	8,126	7,920
事業系ごみ排出量	トン/年	65,671	66,105	66,329	66,888	67,055	67,204
1人1日あたり排出量	g/人・日	366	368	369	371	373	374
可燃ごみ(死獣・汚物含む)	トン/年	63,765	64,186	64,403	64,946	65,108	65,253
不燃ごみ	トン/年	723	728	730	736	738	740
粗大ごみ	トン/年	1,183	1,191	1,195	1,205	1,208	1,211
リサイクル率 =F/(A+B+C)*100	%	20.3	20.2	20.1	20.0	19.9	19.9
ごみ排出量 A	トン/年	163,249	162,064	160,660	159,986	158,434	157,295
集団回収量 B	トン/年	12,662	12,551	12,433	12,344	12,182	12,033
事業系古紙回収量 C	トン/年	11,459	11,472	11,479	11,514	11,481	11,475
分別収集量 D = 資源A+資源B	トン/年	6,358	6,006	5,668	5,378	5,092	4,838
施設選別量 E =回収量(破碎&圧縮)+乾電池+再生品+セメント化	トン/年	7,534	7,554	7,568	7,579	7,563	7,557
資源化量 F = B+C+D+E	トン/年	38,013	37,582	37,148	36,814	36,318	35,903
中間処理量 【要焼却量】+【要破碎量】+【要処理量】	トン/年	164,541	163,616	162,472	162,018	160,649	159,686
焼却施設 【要焼却量】	トン/年	149,741	148,901	147,833	147,450	146,213	145,346
可燃ごみ	トン/年	142,070	141,321	140,331	140,018	138,884	138,096
死獣・汚物	トン/年	13	13	13	13	12	12
破碎可燃+選別残渣(可燃残渣)	トン/年	7,657	7,567	7,490	7,420	7,317	7,239
破碎選別施設	トン/年	12,069	11,898	11,749	11,615	11,430	11,286
不燃ごみ(+不燃残渣)	トン/年	6,762	6,575	6,402	6,245	6,069	5,924
粗大ごみ	トン/年	5,296	5,309	5,333	5,356	5,347	5,348
【要破碎量】	トン/年	12,058	11,884	11,735	11,601	11,416	11,272
回収量計	トン/年	3,789	3,734	3,688	3,645	3,587	3,542
鉄屑	トン/年	2,184	2,152	2,126	2,101	2,068	2,042
ガラス	トン/年	1,354	1,335	1,318	1,303	1,282	1,266
非鉄	トン/年	212	209	207	204	201	198
その他	トン/年	39	38	38	37	37	36
乾電池	トン/年	0	0	0	0	0	0
破碎残渣	トン/年	917	903	890.84	880	865	854
破碎可燃	トン/年	7,235	7,130	7,041.27	6,960	6,849	6,763
再生品(リサイクルプラ)	トン/年	69	68	68	67	66	65
使用済小型家電(ピックアップ)	トン/年	48	48	48	48	48	48
使用済小型家電(拠点回収・イベント回収)	トン/年	11	14	14	14	14	14
圧縮梱包施設	トン/年	2,743	2,830	2,903	2,968	3,020	3,068
ペットボトル	トン/年	724	737	749	762	771	780
その他プラ	トン/年	2,019	2,093	2,154	2,205	2,249	2,288
【要処理量】	トン/年	2,743	2,830	2,903	2,968	3,020	3,068
回収量計	トン/年	2,317	2,389	2,450	2,504	2,548	2,588
ペットボトル	トン/年	661	673	684	696	703	712
その他プラ	トン/年	1,655	1,716	1,766	1,808	1,844	1,876
選別残渣	トン/年	426	441	453	463	472	480
最終処分量(灰残渣等)	トン/年	24,658	24,494	24,291	24,211	23,975	23,808
埋立処分量(焼却灰+ばいじん処理物+不燃残渣)	トン/年	23,358	23,194	22,991	22,911	22,675	22,508
再生利用量(セメント化)	トン/年	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
エネルギー回収量	GJ	253,607	252,463	251,008	250,486	248,801	247,620
利用率	%	16.4	16.4	16.5	16.5	16.5	16.5
電力量	MWh	64,891	64,573	64,169	64,024	63,556	63,228
送電量	MWh	37,276	36,308	35,904	35,759	35,941	34,963
蒸気量	ton	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
利用熱量	GJ	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

目標年限

34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
492,385	491,850	491,181	490,406	489,484	488,470	487,354	486,140	484,815	483,434
208,638	208,411	208,128	207,799	207,408	206,979	206,506	205,992	205,430	204,845
179,680	178,985	177,490	176,102	175,052	174,443	173,036	171,745	170,790	170,276
1,000	994	990	984	980	976	973	968	965	962
11,897	11,791	11,617	11,474	11,327	11,210	11,029	10,877	10,724	10,581
11,466	11,485	11,438	11,420	11,399	11,406	11,349	11,321	11,290	11,289
156,316	155,709	154,434	153,208	152,326	151,827	150,658	149,547	148,776	148,407
137,436	137,112	136,182	135,246	134,623	134,344	133,483	132,612	132,063	131,860
5,775	5,645	5,500	5,386	5,255	5,155	5,026	4,927	4,829	4,744
5,368	5,383	5,368	5,362	5,377	5,387	5,366	5,356	5,348	5,371
12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
4,601	4,392	4,177	3,974	3,805	3,647	3,469	3,318	3,185	3,061
2,392	2,284	2,172	2,066	1,979	1,896	1,804	1,725	1,656	1,592
2,208	2,108	2,005	1,907	1,827	1,751	1,665	1,593	1,529	1,469
788	798	802	809	814	821	824	828	831	837
2,322	2,353	2,379	2,406	2,426	2,447	2,465	2,481	2,495	2,509
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
156,316	155,709	154,434	153,208	152,326	151,827	150,658	149,547	148,776	148,407
870	865	862	856	853	850	847	843	841	839
88,807	87,728	86,374	85,076	83,965	83,064	81,884	80,766	79,830	79,115
494	487	482	475	470	465	460	455	451	447
71,898	71,116	70,108	69,103	68,258	67,588	66,715	65,839	65,129	64,590
5,032	4,896	4,751	4,636	4,502	4,398	4,269	4,170	4,070	3,981
4,152	4,158	4,141	4,135	4,145	4,148	4,127	4,117	4,105	4,123
7,725	7,557	7,373	7,202	7,060	6,930	6,772	6,641	6,526	6,421
67,509	67,980	68,061	68,132	68,361	68,764	68,774	68,780	68,946	69,292
376	378	380	381	383	385	387	388	390	392
65,550	66,007	66,085	66,154	66,377	66,767	66,778	66,784	66,945	67,281
743	749	749	750	753	757	757	757	759	763
1,216	1,225	1,226	1,228	1,232	1,239	1,239	1,239	1,242	1,248
19.8	19.7	19.6	19.5	19.4	19.4	19.3	19.2	19.1	19.0
156,316	155,709	154,434	153,208	152,326	151,827	150,658	149,547	148,776	148,407
11,897	11,791	11,617	11,474	11,327	11,210	11,029	10,877	10,724	10,581
11,466	11,485	11,438	11,420	11,399	11,406	11,349	11,321	11,290	11,289
4,601	4,392	4,177	3,974	3,805	3,647	3,469	3,318	3,185	3,061
7,553	7,550	7,525	7,514	7,499	7,494	7,463	7,444	7,425	7,422
35,517	35,219	34,757	34,382	34,030	33,757	33,309	32,960	32,624	32,352
158,876	158,415	157,264	156,175	155,396	155,006	153,929	152,906	152,208	151,928
144,619	144,232	143,211	142,208	141,519	141,191	140,243	139,310	138,700	138,463
137,436	137,112	136,182	135,246	134,623	134,344	133,483	132,612	132,063	131,860
12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
7,171	7,108	7,017	6,951	6,885	6,835	6,749	6,687	6,626	6,592
11,162	11,047	10,886	10,767	10,650	10,560	10,411	10,302	10,195	10,134
5,780	5,649	5,505	5,391	5,259	5,160	5,031	4,932	4,834	4,749
5,368	5,383	5,368	5,362	5,377	5,387	5,366	5,356	5,348	5,371
11,148	11,033	10,872	10,753	10,636	10,546	10,397	10,288	10,181	10,120
3,503	3,467	3,417	3,379	3,342	3,314	3,267	3,233	3,199	3,180
2,019	1,998	1,969	1,948	1,926	1,910	1,883	1,863	1,844	1,833
1,252	1,239	1,221	1,208	1,195	1,185	1,168	1,156	1,144	1,137
196	194	191	189	187	186	183	181	179	178
36	35	35	34	34	34	33	33	33	32
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
844	835	822	812	803	796	784	775	767	762
6,689	6,620	6,523	6,452	6,382	6,328	6,238	6,173	6,109	6,072
64	64	63	62	61	61	60	59	59	58
48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
3,110	3,150	3,182	3,214	3,241	3,269	3,289	3,308	3,326	3,346
788	798	802	809	814	821	824	828	831	837
2,322	2,353	2,379	2,406	2,426	2,447	2,465	2,481	2,495	2,509
3,110	3,150	3,182	3,214	3,241	3,269	3,289	3,308	3,326	3,346
2,623	2,658	2,683	2,711	2,733	2,757	2,774	2,790	2,805	2,821
719	728	733	738	743	750	752	756	759	764
1,904	1,929	1,951	1,973	1,990	2,007	2,022	2,034	2,046	2,057
487	493	498	503	508	512	515	519	521	524
23,668	23,590	23,271	23,082	22,950	22,884	19,015	18,885	18,797	18,762
22,368	22,290	21,971	21,782	21,650	21,584	17,715	17,585	17,497	17,462
1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
246,628	246,101	245,894	244,528	243,590	243,142	278,957	279,670	278,533	278,091
16.5	16.5	16.7	16.7	16.7	16.7	19.5	19.5	19.5	19.5
62,952	62,806	62,748	62,369	62,108	61,984	71,933	72,130	71,815	71,692
34,687	34,541	36,175	35,146	34,885	34,761	51,808	51,855	51,540	51,417
8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

注)四捨五入の関係上、値の合計があわない場合があります。

【主な排出抑制・資源化施策一覧】

※重点施策

施策種別	施策の名称	施策の内容	※()内は年度	今後の対応
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	※ ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして551名(H27)が活動(H8～)		継続
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催		継続
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	※ 家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発		継続
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設(リサイクルプラザ)を設置(H11～)し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施		継続
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催		継続
		「レジ袋削減推進委員会」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施(H20～)		継続
		ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施		継続
	啓発情報の発信	市内の小学校に出向き、環境学習授業の実施		継続
		※ 市政ニュースやホームページ等への掲載		継続
	地域清掃活動	※ 「ハローごみ」等の啓発冊子やビラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施		継続
		6月と12月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施		継続
	資源の持ち去り行為の防止	※ 環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施		継続
		※ 資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進(H29～)		新規実施
不法投棄対策	※ 国・県・市の関係16機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施(H6～)		継続	
	監視カメラを不法投棄多発地点に設置して監視を強化		継続	
生活系ごみ排出抑制・資源化	生活系ごみの有料化	粗大ごみを除く、他のごみ種の有料化等の検討		継続
	生活系生ごみの直接資源化	家庭用生ごみ堆肥化(コンポスト)容器の購入補助(H5～)		継続
		※ 家庭用生ごみ処理機の購入補助(H12～)		継続
	※ 生ごみなどの食品ロス削減に向けた「生ごみ3キリ運動」の推進		新規実施	
	※ 市民の再生資源集団回収の奨励金交付(H9～)		継続	
	※ ペットボトルの分別収集・資源化(H11～)		継続	
ごみの資源化	※ その他プラの分別収集・資源化(H25～)		継続	
	※ 使用済小型家電の分別収集・資源化(H29～)		新規実施	
不用品交換システム	電話やインターネットを利用した「Eコウ館」を市で運営し、市民間での不用品交換を仲介		継続	
事業系ごみ排出抑制・資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制		継続
	事業系ごみの減量・資源化	※ 特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握		継続
		※ ごみ排出量が著しく多い、また再資源化の進まない事業所への助言、指導		継続
		※ 事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催		継続
	※ オフィスでの古紙回収の促進、紙ごみ大量排出事業者に対する減量啓発・指導		継続	
	※ ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施(H24～)		継続	
	※ 販売店での牛乳パック・ペットボトル等の回収運動について広報等に協力		継続	
	※ 市庁舎、学校の古紙、ペットボトル、廃棄文書の回収・資源化		継続	
※ 資源の回収促進、再生品の使用・販売等に取り組む店舗・事業所を「スリム・リサイクル宣言の店」として募集、指定(H5～)		継続		
市の処理施設における資源化	※ 焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利用(S54～)		継続	
	※ 不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化(S55～)		継続	

【用語解説】

＜ あ行 ＞

○圧縮施設（あつしゆくしせつ）

ペットボトルやその他プラ等の貯留・選別を行い、圧縮梱包機にて直方体に成型した後に保管し、リサイクル業者等へ引き渡すための処理施設です。

○委託業者（いたくぎようしゃ）

市内から発生する生活系ごみを収集運搬する市が委託した民間事業者のことです。

○一般廃棄物（いっぽんはいきぶつ）

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に分類されます。

また「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理基本計画（いっぽんはいきぶつしよりにきほんけいかく）

廃棄物処理法第六条一項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

一般廃棄物の、①発生量及び処理量の見込み、②排出抑制の方策、③種類及び分別区分、④適正処理の方法及び実施者、⑤処理施設の整備、⑥その他関連する事項について定めています。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

○大阪湾圏域広域処理場整備事業（おおさかわんけんいきこういきしよりにきせいびじぎょう）

大阪湾の広域処理対象区域（近畿2府4県168市町村）において生じた廃棄物の適正な海面埋立処理を行う為に、広域処分場の建設、管理等の業務を行い、生活環境の保全と地域の均衡ある発展に資する事業です。通称は「大阪湾フェニックス事業」です。

○大阪湾圏域処理場整備基本計画（おおさかわんけんいきしよりにきせいびきほんけいかく）

近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正な最終処分を行うために、埋立処分場の整備等に関する基本的な事項を定めた計画です。通称は「大阪湾フェニックス計画」です。

○大阪湾圏域処理場整備促進協議会（おおさかわんけんいきしよりにきせいびそくしんきょうぎかい）

近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正な最終処分を行うために、埋立処分場の整備等に関する基本的な事項について協議する組織です。

○大阪湾広域臨海環境整備センター（おおさかわんこういきりんかいかんきょうせいびせんたー）

広域臨海環境整備センター法に基づく近畿2府4県168市町村が出資により設立された最終処分場整備事業実施団体です。通称は「大阪湾フェニックスセンター」です。

○汚物（おぶつ）

主に、遺体をふいた布・衣服・寝具等のことをいいます。

＜ か行 ＞

○各種リサイクル法（かくしゅりさいくるほう）

容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・パソコンリサイクル法・建設リサイクル法・食品リサイクル法・自動車リサイクル法・小型家電リサイクル法のことです。

○家電リサイクル法（かでんりさいくるほう）

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・冷蔵庫・エアコン・テレビ等をリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律です。

○環境学習都市（かんきょうがくしゅうとし）

これまでの自然との関わりを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地球や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあう都市を意味します。

○環境基本法（かんきょうきほんほう）

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにすると共に、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

○感染性一般廃棄物（かんせんせいいつぱんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、主に病院等から発生する感染性のある廃棄物を意味します。

○基幹設備（きかんせつび）

焼却施設や破碎選別施設における、焼却炉・ボイラ・タービン・破碎機・集中監視装置等の基幹となる設備のことをいいます。

○許可業者（きょかぎょうしゃ）

市内から発生する一般廃棄物を収集運搬する市より許可を得た民間事業者のことです。

○建設リサイクル法（けんせつりさいくるほう）

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事に伴って発生するコンクリート塊・アスファルト・建設発生木材等の建設廃棄物についての資源化を義務付けた法律です。

○公害対策基本法（こうがいたいさくきほんほう）

日本の4大公害（水俣病・第二水俣病・四日市ぜんそく・イタイイタイ病）を受けて制定された、公害を規制する法律です。環境基本法施行に伴い廃止されました。

○小型家電リサイクル法（こがたかでんりさいくるほう）

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの有効な利用の確保を図るための法律です。

○古紙リサイクル協力会（こしりさいくるきょうりよくかい）

市内から発生する、ダンボールを除く生活系資源Aの定期収集について、市内の古紙回収者で構成する団体のことです。

○**ごみ減量等推進委員**(ごみげんりょうとうすいしんいいん)

市長が2年の任期で委嘱し、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域活動を推進するリーダーのことをいいます。

○**ごみ処理基本計画** (ごみしよきほんけいかく)

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画です。

< さ行 >

○**災害廃棄物** (さいがいはいきぶつ)

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれます。

○**再資源化製品** (さいしげんかせいひん)

廃棄された製品を資源化することが技術的及び経済的に可能で、当該資源化が有効利用を図る上で特に必要なものとして、資源有効利用促進法施行令で定められたもの(パソコン・二次電池等)を意味します。

○**最終処分** (さいしゅうしょぶん)

ごみ処理の過程での最終的な処分のことで、埋立処分または海洋投入処分のことをいいます。

現在、西宮市内には最終処分場がない為、大阪湾フェニックス計画埋立処分場にて、焼却灰、集じん灰、不燃残渣の最終処分を行なっています。

○**再生資源利用促進法** (さいせいしげんりょうそくしんほう)

正式名称は「再生資源の利用の促進に関する法律」で、資源の有効利用と廃棄物の減量を目的に制定された法律です。資源有効利用促進法へ改名されました。

○**再生利用率** (さいせいりようりつ)

ごみの総排出量に占める再生利用量の割合です。資源化率・リサイクル率とも表現されます。

○**産業廃棄物** (さんぎょうはいきぶつ)

廃棄物処理法第二条四項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物を意味します。

○**事業系古紙回収** (じぎょうけいこしかいしゅう)

市内の事業所から資源として発生した古紙等を回収することです。

○**事業系ごみ** (じぎょうけいごみ)

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を意味します。

○**資源A** (しげんえー)

生活系一般廃棄物のうち、新聞・ダンボール・紙パック・古着等のことをいいます。

○**資源B** (しげんびー)

生活系一般廃棄物のうち、雑誌・古本・チラシ・紙箱等のことをいいます。

○資源有効利用促進法（しげんゆうこうりようそくしんほう）

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品などの利用促進を目的に制定された法律です。

○死獣（しじゅう）

動物の死体のことをいいます。

○自動車リサイクル法（じどうしゃりさいくるほう）

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化の推進、環境保全等を目的として制定された法律です。

○し尿処理（しにょうしより）

一般廃棄物のうち、ふん尿の処理のことをいいます。

○集団回収（しゅうだんかいしゅう）

自治会、子供会、婦人会、PTA、老人会、その地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することで、西宮市では「再生資源集団回収実施団体奨励金」制度を導入しています。

○循環型社会（じゅんかんがたしやかい）

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会を意味します。

○循環型社会形成推進基本法（じゅんかんがたしやかいけいせいすいしんきほんほう）

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、廃棄物等の ①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位を明記しています。

○循環型社会形成推進地域計画（じゅんかんがたしやかいけいせいすいしんちいきけいかく）

循環型社会の形成を推進するための基本的な事項を定めた計画です。

循環型社会形成推進交付金制度を活用して、施設整備を行おうとする際に必要となる計画です。

○浄化槽（じょうかそう）

公共もしくは民間、個人が設置する、微生物の働きにより汚水をきれいにして放流する装置のことをいいます。下水道や農業集落排水などを整備することが困難な地域に設置されます。

○浄化槽法（じょうかそうほう）

浄化槽の設置、保守点検、製造についての規制や、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備すること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として制定された法律です。

○焼却残渣（しょうきやくざんさ）

焼却施設の焼却処理工程から最終的に排出される残渣です。ただし、熔融固化物は除かれます。

○焼却施設（しょうきやくしせつ）

廃棄物のうち、可燃ごみを焼却処理する施設のことをいいます。

○使用済小型家電（しょうずみこがたかでん）

小型家電リサイクル法で規定される家庭の電気や電池で動く製品のことをいいます。

○食品残渣（しょくひんざんさ）

食品製造の過程で発生する副産物、食品調理加工残渣、利用されなかった食品などのことをいいます。

○食品リサイクル法（しょくひんりさいくるほう）

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律です。

○食品ロス（しょくひんろす）

食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

○人口動態（じんこうどうたい）

一定期間中における人口の変動の状態のことをいいます。

○3R（すりーあーる）

Reduce（減らす）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）の3つの頭文字Rをとったものです。その他に、Refuse（断る）・Repair（修理）を加えて5Rといわれることがあります。

○生活系ごみ（せいかつけいごみ）

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことをいいます。

○生活排水処理基本計画（せいかつはいすいしよりきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水処理に関する事項について定めた計画のことをいいます。

○切断機（せつだんき）

油圧式の上刃がギロチンのように押し切りをする装置で、主に畳を細かく切断する際に使用します。

○（公社）全国都市清掃会議（こうえきしゃだんほうじん ぜんこくとしせいそうかいぎ）

旧厚生省の認可を受けて、廃棄物処理事業を実施している市区町村等の効率的な運営や技術改善のために必要な調査・研究を行うことにより清掃事業の円滑な推進を実施している団体です。

○せん断機（せんだんき）

せんだん

油圧式の上刃がハサミのように運動をする装置で、主にマットレスを細かく剪断する際に使用します。

○相互応援協定（そうごおうえんきょうてい）

相互応援に関し各市町間で取り決めた協定のことをいいます。本市施設の故障や更新工事に伴い、他市町に臨時的に廃棄物処理を支援してもらうこと、または、他市町施設の故障や更新に伴い、臨時的に廃棄物処理を支援することについて取り決めます。

○総排出量（そうはいしゅつりょう）

市が分別収集を行ったごみ及び清掃工場に直接持ち込まれたごみ（排出量）と、集団回収及び事業系古紙回収で集められた資源の総和量をいいます。

○粗大ごみ（そだいごみ）

一定の大きさ（長さ40cm以上、重さ5kg以上）の廃棄物、または目覚まし時計より大きな電化製品等のことをいいます。

○その他プラ（そのたぷら）

容器包装リサイクル法の対象となる、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装のことをいいます。

 < た行 >

○ダイオキシン類特別対策措置法（だいおきしんるいとくべつたいさくそちほう）

健康に重大な影響を与える恐れのあるダイオキシン類による環境汚染の防止と除去等をするために定められた法律です。

○第2次西宮市産業振興計画（だいにじにしのみやしきんぎょうしんこうけいかく）

西宮市による、まちの活力や独自性をより強化し、地域経済の担い手となる産業界の自助努力を支援するために、5年先の産業振興の指針となる計画です。

○第4次西宮市総合計画（だいにしにしのみやしそごうけいかく）

西宮市による、地方自治法第二条四項の規定により義務付けられている基本構想や、その実現に向けた基本計画、実施計画（平成21～30年）によって構成される、より良いまちづくりを進めていくための指針です。

○中間処理（ちゅうかんしゅり）

廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・梱包等を行い、廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化することをいいます。

○直営収集（ちよくえいしゅうしゅ）

市内から発生する生活系一般廃棄物の一部について、市が直接行う収集業務です。

○適正処理困難物（てきせいしゅりこんなんぶつ）

市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難なもの。環境大臣が指定する品目で、現在、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。

○特定事業者（とくていじぎょうしゃ）

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条で定める規模以上の建築物を事業の用に供する事業者のことをいいます。

○特別管理一般廃棄物（とくべつかんりいっばんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。PCBが使用されている部品、ダイオキシン類が一定以上含まれる灰や処理物、医療系の感染性のある廃棄物を意味します。

 < な行 >

○西宮市ごみ減量推進計画 (にしのみやしごみげんりょうすいしんけいかく)

通称「チャレンジにしのみや25」と呼ばれ、西宮市による、環境学習都市宣言の精神を具現化するため、ごみ減量等の数値目標と目標年次・目標達成にむけた取り組み施策等を策定し、持続可能な循環型社会の実現を目指した計画です。

最終目標年度である平成30年度までに、基準年度である平成17年度のごみ排出量に対して、25%減量することを目標としています。

○西宮市災害廃棄物処理計画 (にしのみやしさいがいはいきぶつしよりけいかく)

災害廃棄物の処理について定めた計画です。

○西宮市新環境計画 (にしのみやししんかんきょうけいかく)

西宮市による、環境学習都市宣言を具体的に実現するための計画です。「学びあい」・「参画・協働」・「生物多様性」・「快適なまち」・「資源循環」・「温暖化防止」・「良好な環境」・「国際協力」の8つの環境目標について、具体的な施策を定めています。

○(公財)日本容器包装リサイクル協会 (こうえきざいだんほうじん にほんようきほうそうりさいくるきょうかい)

容器包装リサイクル法に基づく特定事業者等からの受託によって分別基準適合物の再商品化を行い、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及や啓発、情報収集、提供を行う団体です。

 < は行 >

○廃棄物 (はいきぶつ)

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であつて、固形状または液状のものを意味します。

○排出量 (はいしゅつりょう)

市が分別収集を行ったごみ(もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみ、死獣・汚物等、資源A・B、ペットボトル、その他プラ)及び清掃工場に直接持ち込まれたごみの総和量をいいます。

○廃棄物処理法 (はいきぶつしよりほう)

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律です。

○ばいじん

ごみの焼却等に伴って発生する排ガス中に含まれる「すす」や「ちり」のことをいいます。

○破碎残渣 (はさいざんさ)

破碎選別施設の破碎処理工程で最終的に排出される残渣です。主にガラスくずや陶磁器くずです。

○破碎選別施設 (はさいせんべつしせつ)

破碎工程や選別工程で不燃ごみや粗大ごみを減容・減量・資源化する施設のことをいいます。

○バッチ式（ばっちしき）

24時間の連続運転を行わない(間欠運転)方式であることをいいます。動物専焼炉、破碎選別施設、ペットボトル圧縮施設がそれにあたります。

○PCB（ピーシービー）

ポリ塩化ビフェニル(polychlorinated biphenyl)の略で熱に対して安定し、電気絶縁性が高く、対薬品性に優れますが、生体に対する毒性が高い物質です。

○(公財)ひょうご環境創造協会（こうえきざいだんほうじん ひょうごかんきょうそうぞうきょうかい）

環境に関する県民、事業者の実践活動の促進及び行政との連携・調整、環境に関する調査・研究・測定・廃棄物等の適正かつ広域化、効率的な減量、再生及び処分を目的とする団体です。

○兵庫県ごみ処理広域化計画（ひょうごけんごみしりこういきかけいかく）

兵庫県による、ごみ処理施設の広域化・集約化を図り、ダイオキシン類の排出抑制、リサイクル等施設の整備を促進するための計画です。

○兵庫県南部地震（ひょうごけんなんぶじしん）

平成7年1月17日午前5時46分に発生した大都市直下を震源とする大地震で、震度7の激震を記録し兵庫県南部を中心に甚大な被害が発生しました。

○兵庫県廃棄物処理計画（ひょうごけんはいきぶつしりけいかく）

兵庫県による、基本構想(21世紀兵庫長期ビジョン)の具体化を図る基本計画(兵庫県環境基本計画)を実現するために策定された実施計画です。

○文教住宅都市（ぶんきょうじゅうたくとし）

良好な住宅地と恵まれた文化・教育環境等を活かしたまちづくりを進める都市を意味します。

○分別収集計画（ぶんべつしゅうしゅうけいかく）

容器包装リサイクル法第八条に基づく、容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの減量・リサイクルの促進や資源の確保等を目的とし、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示した計画です。

○ペットボトル（ぺっとぼとる）

ポリエチレンテレフタレート(polyethylene terephthalate)の化学樹脂からなる容器は、その頭文字を略してPETボトルと呼ばれ、比較的熱に強い結晶性樹脂です。

清涼飲料、酒類、しょうゆ(しょうゆ加工製品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンオイルドレッシングタイプ調味料)等、幅広く使用されています。

○パソコンリサイクル法（ぱそこんりさいくるほう）

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、家庭向けに販売されたパソコンやディスプレイの回収とリサイクルをメーカー等に義務化を規定した法律です。

＜ ま 行 ＞

○もやさないごみ

ビン、缶、陶磁器類や粗大ごみに該当しないアルミ／鉄製品、乾電池、体温計の水銀を含むもの等のことをいいます。

○もやすごみ

生ごみ、プラスチック製品類、資源化できない紙布類、汚物のことをいいます。

< や行 >

○容器包装廃棄物（ようきほうそうはいきぶつ）

容器包装(スチール缶・アルミ缶・ガラスビン・段ボール・紙パック・紙製容器包装・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装)が一般廃棄物となったものを意味します。

○容器包装リサイクル法（ようきほうそうりさいくるほう）

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で、家庭からでるごみの6割(容量比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。法律で指定する容器包装(ガラスビン・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装)について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定しています。

○余熱利用設備（よねつりようせつび）

余熱を有効利用する設備で、燃焼時に発生する余熱を蒸気に変換するボイラや蒸気から発電を行うタービン発電機等のことをいいます。

< ら行 >

○連続燃焼ストーカ式（れんぞくねんしょうすとーかしき）

24時間連続運転のストーカ(ごみ送り火格子装置)による焼却炉のことをいいます。

西宮市一般廃棄物処理基本計画

平成29年4月 発行

編集：環境施設部

〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番

電話：0798-22-6601 Fax：0798-26-9091

この計画書に関するお問い合わせ先

西宮市 環境局

環境施設部

電話番号

0798-22-6601

環境事業部

0798-35-8653